令和 8 年度

整備主任者
法令研修資料









監修　　東北運輸局宮城運輸支局

発行　　一般社団法人 宮城県自動車整備振興会

目　次

整備及び検査関係

1、大型車の車輪脱落事故防止 ……1
2、遵守事項 …… 23
3、継続OSS注意喚起（宮城支局） …… 26
4、継続検査OSSチラシ（宮城支局） …… 27
5、自動車整備事業関連手続きのオンライン申請開始について …… 29
6、【R8.6更新版】自動車の登録・検査手続のDX …… 32
7、窓口候補団体説明会資料一式 …… 71
8、令和７年度　指定・認証整備事業者の処分状況一覧 …… 75
9、【お知らせ】用途等の変更をする使用過程車等の受検にかかるお知らせペーパー（第63次改正関係） …… 76
10、【OBD関係】スピードメーター検査時の留意点 …… 77
11、【お知らせ】ホイールの堅ろう性について（第63次改正関係） …… 81
12、【プレスリリース：改造部分】審査事務規程72次改正について …… 82
13、【お知らせ】改造届出制度の見直しについて …… 83
14、【お知らせ】ピット開口部書類受け渡し禁止 …… 84
15、軽自動車の持込検査（新規・継続）の申請書記載に関するお願い …… 85
16、大型４社-啓発チラシ …… 86
17、不正請求防止チラシ …… 88
18、修理工場向け写真撮影手引 …… 90
19、お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み …… 92

振興会・商工組合関係

1、振興会・商工組合ホームページのお知らせ …… 93
2、令和７年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について …… 94
3、ETCセットアップ店　新規募集のご案内 …… 99
4、代車レンタカー …… 100
5、自動車整備業賠償共済保険のご案内 …… 102
6、「てんけん安心見舞金」制度のご案内 …… 103

整 備 及 び 検 査 関 係

1,大型車の車輪脱落事故防止

≪発表記者会:東北電力記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会
秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ≫

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和8年10月1日
東 北 運 輸 局

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を行います

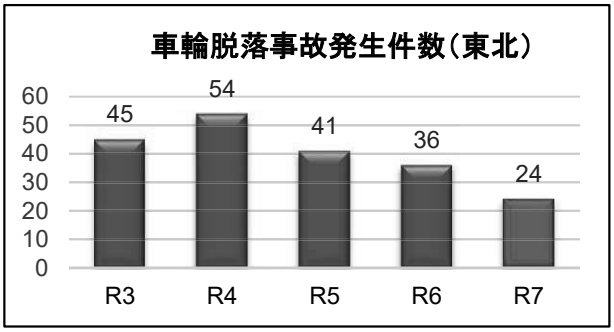
令和7年度の東北運輸局管内における大型車の車輪脱落事故発生件数は24件となり、前年度から12件減少しました。しかし、大型車の車輪脱落事故は重大な事故につながる恐れがあることから、東北運輸局では、さらなる事故防止に向け、NEXCO東日本等と連携した取組を含む標記キャンペーンを令和8年10月から令和9年2月まで実施します。

1. 東北運輸局管内の令和7年度大型車の車輪脱落事故※の発生状況

（詳細は「別紙1」参照）

- 事故発生件数は24件（前年度比12件減）
- 24件のうち、58%の14件が車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生
- 事故車両は全て大型貨物自動車
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

車輪脱落事故の多くは、車輪脱着作業後1か月以内に発生する傾向を踏まえ、冬タイヤに交換する時期にあわせ、次のような取組を実施します。

【主な取り組み】

- 東北運輸局では、NEXCO東日本等との連携を強化し、高速道路において、車輪脱落事故防止に向けた啓発及び大型車のﾎｲｰﾙ･ﾅｯﾄの取付状況を確認する「街頭点検」を実施。また、SA等のﾃﾞｼﾞﾀﾙｻｲﾈｰｼﾞを用いた啓発活動を実施。
- 一般道路においても、各運輸支局が大型車のﾎｲｰﾙ･ﾅｯﾄの取付状況を確認する「街頭点検」を実施。（詳細は下記各運輸支局へ問合せください。）
- 車輪脱落事故防止ﾎﾟｽﾀｰ･ﾁﾗｼ（別紙2）を道の駅や自動車整備工場等に掲示し、車輪脱落事故防止の周知・啓発を実施。
- 自動車運送事業者や自動車整備事業者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理が行われるよう研修を実施。



（令和7年度の街頭点検の様子）

〈各運輸支局の問合せ先〉
（音声案内後２番）
青森：017-739-1501　岩手：019-638-2154
宮城：022-235-2517　秋田：018-863-5811
山形：023-686-4711　福島：024-546-0345

〈問合せ先〉
東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課　加藤、眞壁
保安・環境調整官　清野、木村
TEL:022-791-7534

大型車の車輪脱落事故防止について

令和８年１０月
東北運輸局自動車技術安全部

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

掲載事項

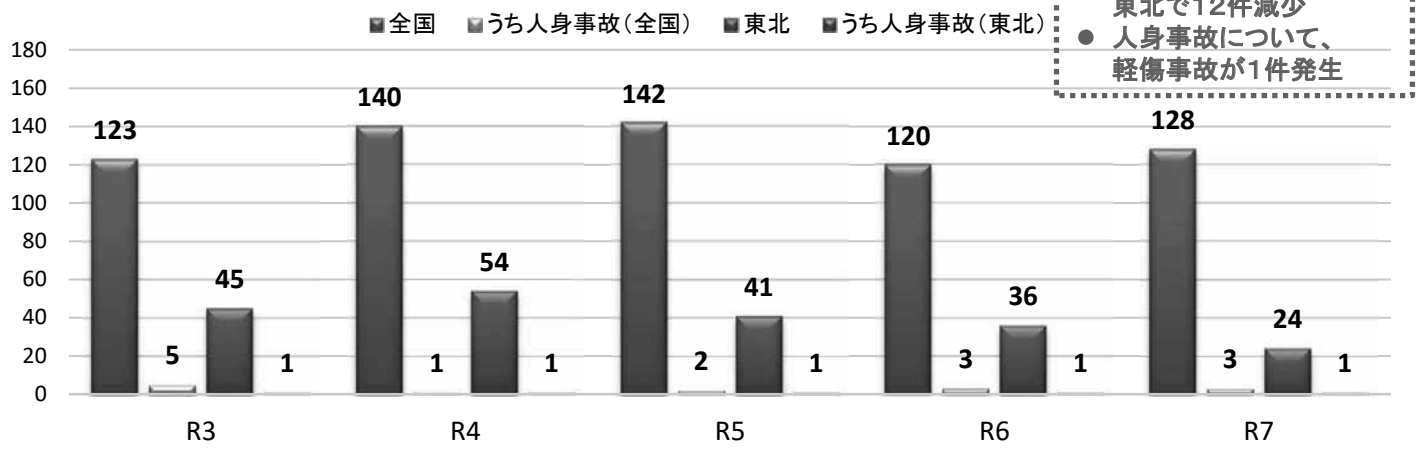
① 令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況（別紙１）

② 大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

③ 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

①令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況　【別紙１】

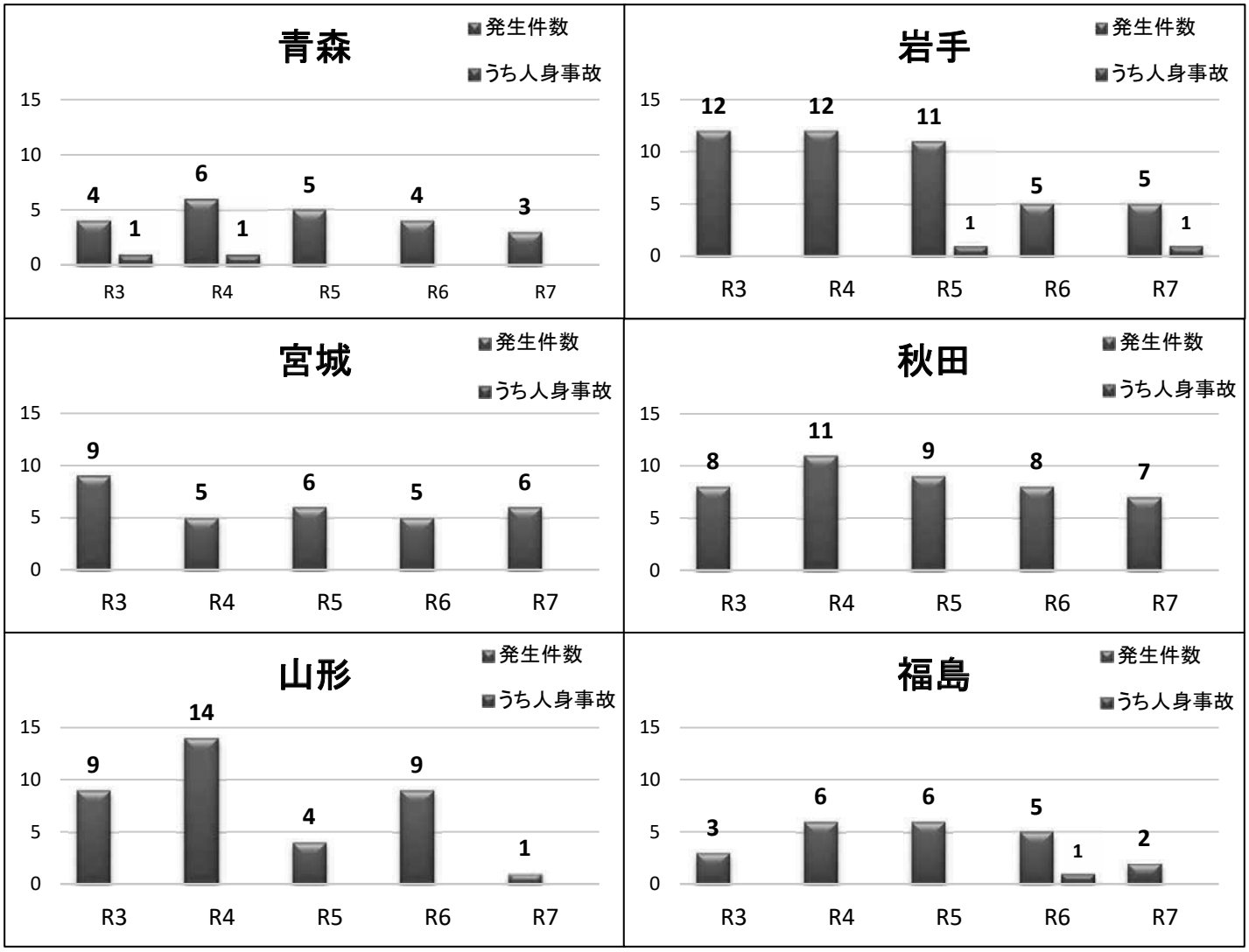
大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



- 事故件数は、対前年度東北で12件減少
- 人身事故について、軽傷事故が1件発生

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数

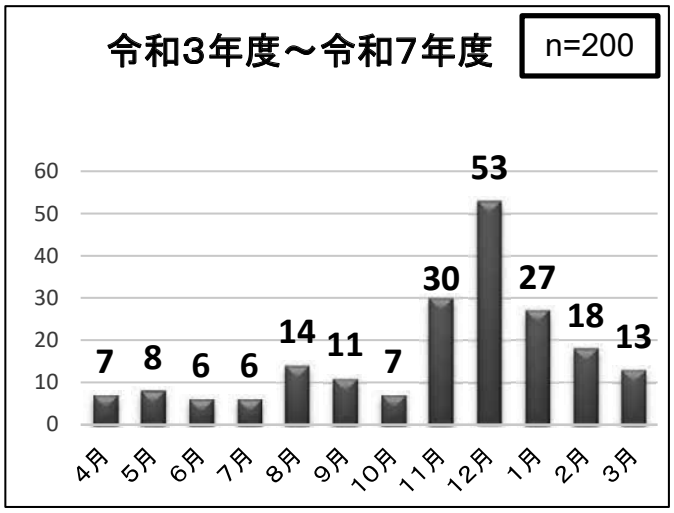


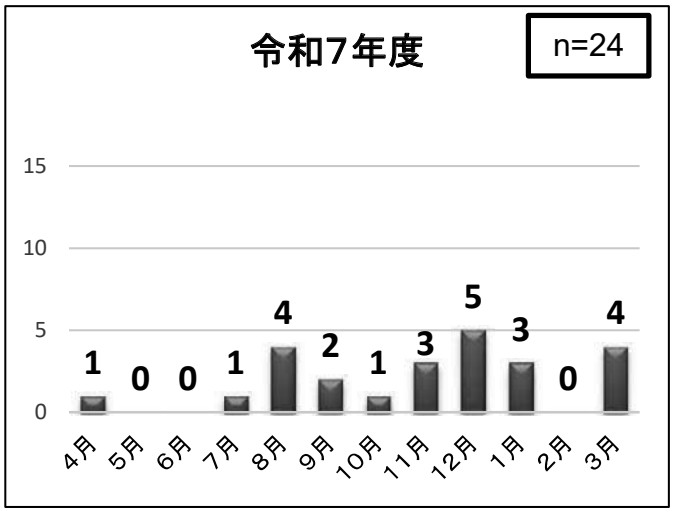
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

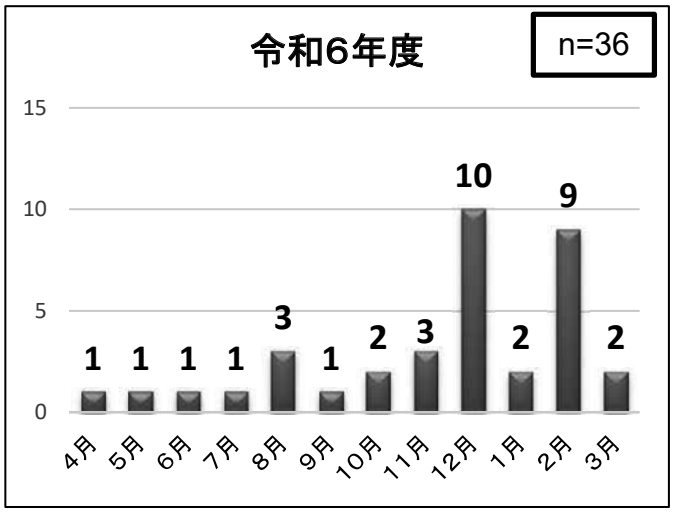
①令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況　【別紙１】

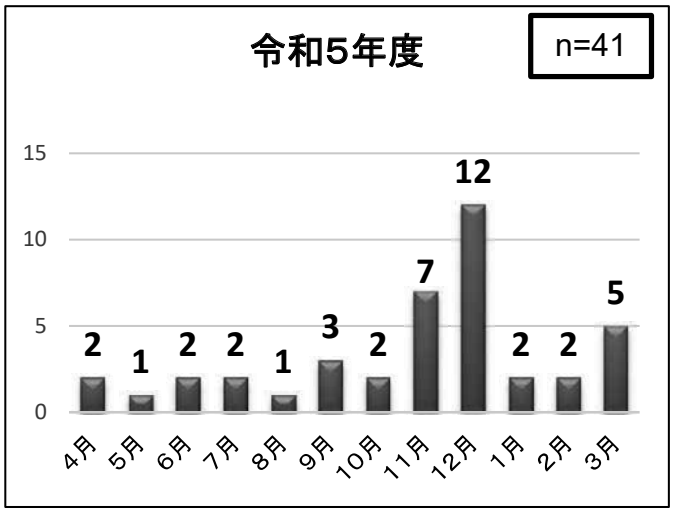
東北管内月別車輪脱落事故発生件数（令和３年度～令和７年度）

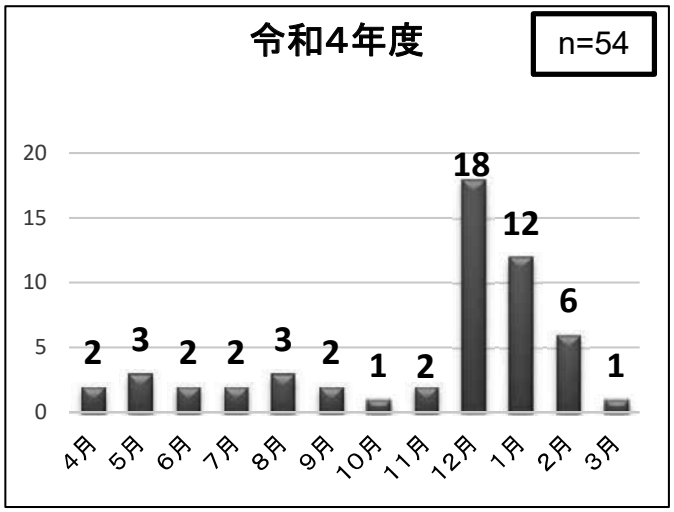
- 冬タイヤへの交換作業が集中する11月以降に多く発生する傾向が見られる

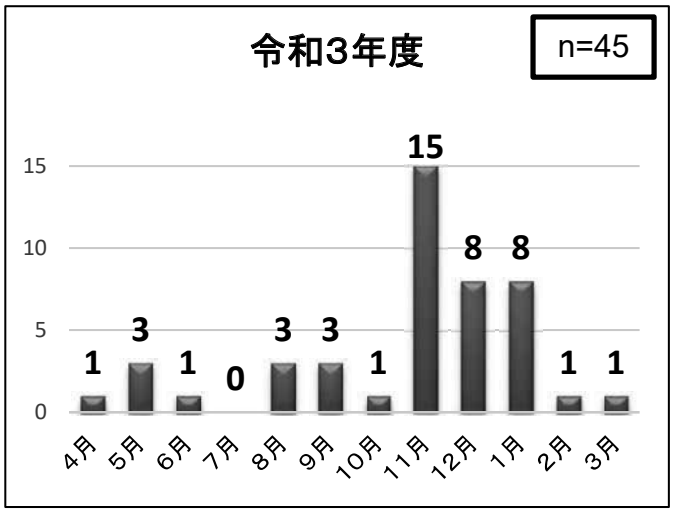










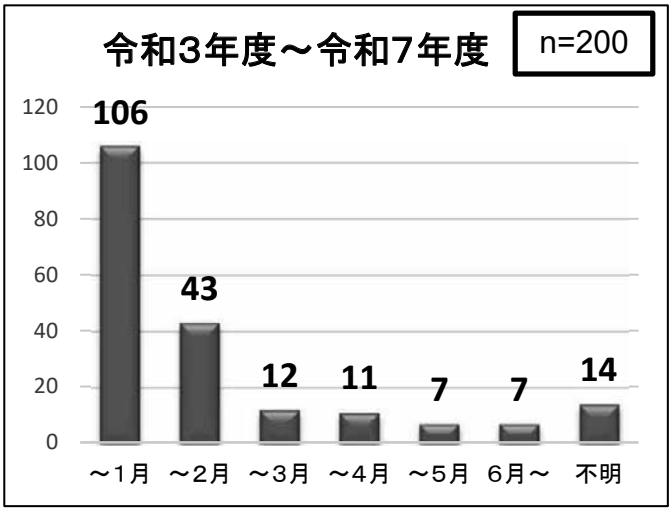


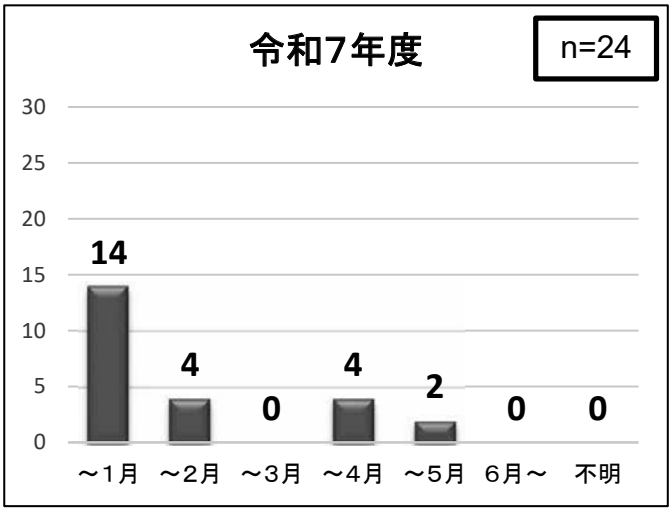
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

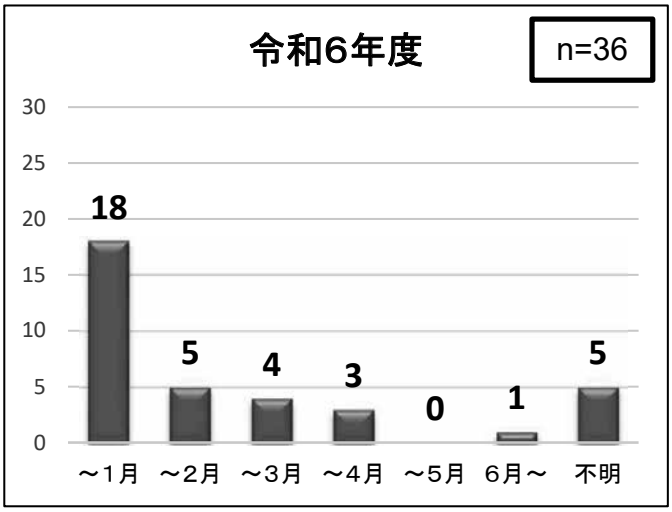
①令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況　【別紙１】

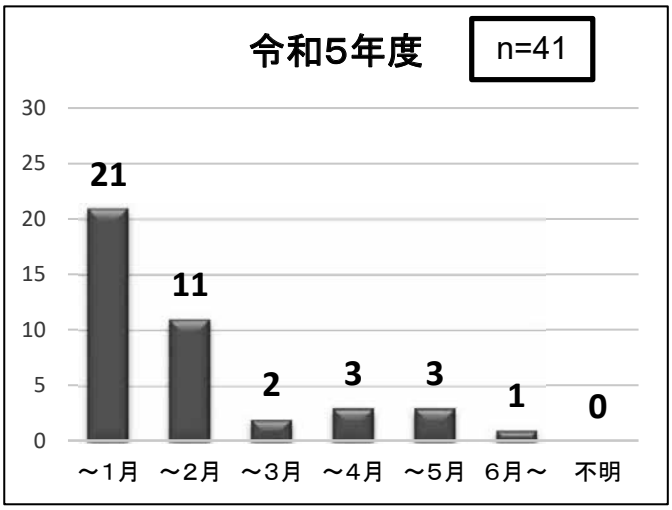
車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数（令和３年度～令和７年度）

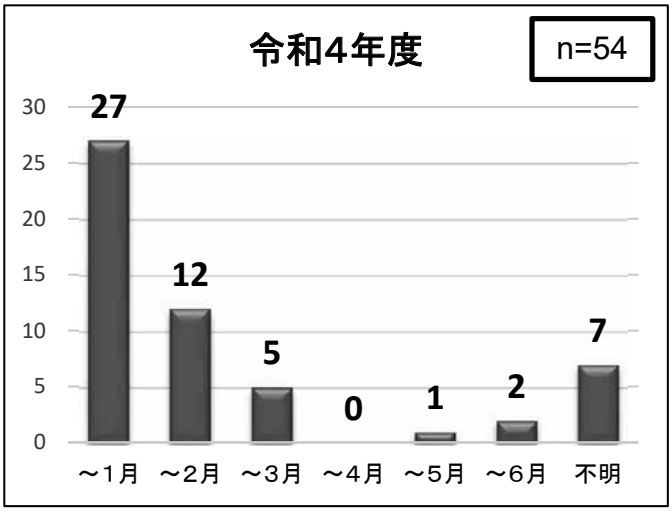
- 脱落事故の発生車両については、車輪脱着作業から1ヶ月以内に多く発生している傾向が見られる

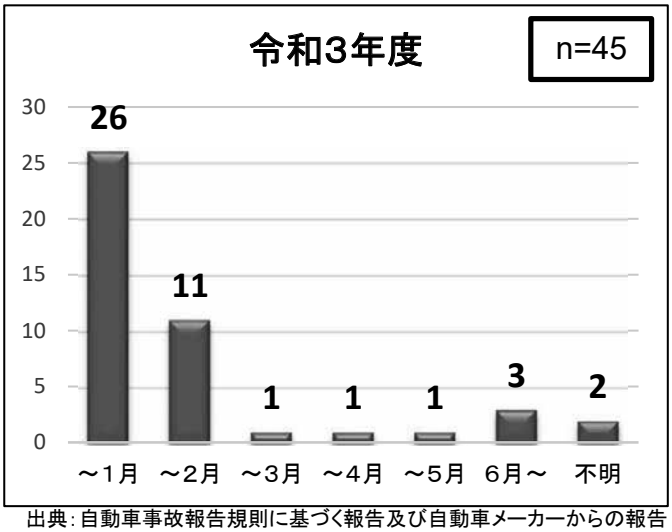












出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況　【別紙１】

業態別発生件数（大型バス・大型トラック）

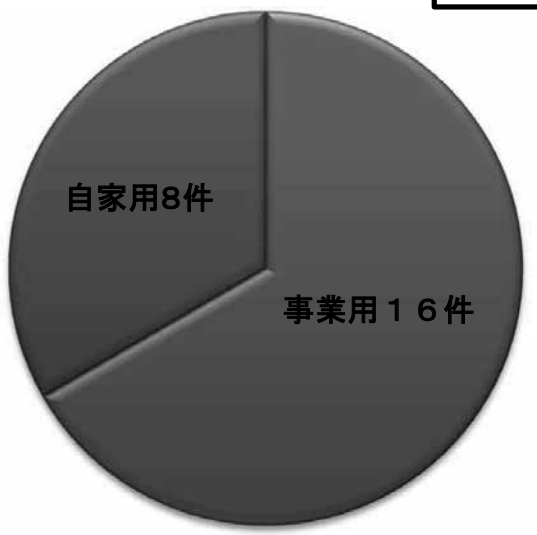
n=24



・全て大型トラックで発生している大型バスは0件

事業用・自家用別発生件数

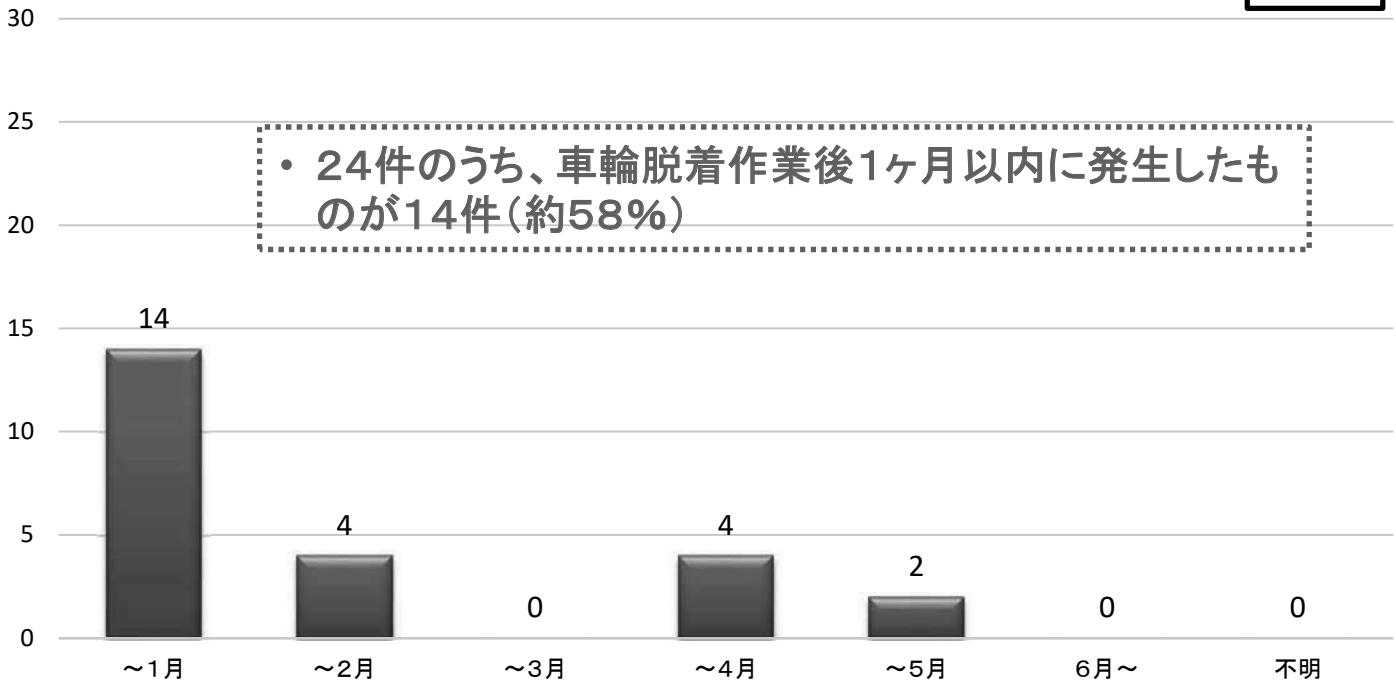
n=24



・前年度から事業用が9件減少

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

n=24

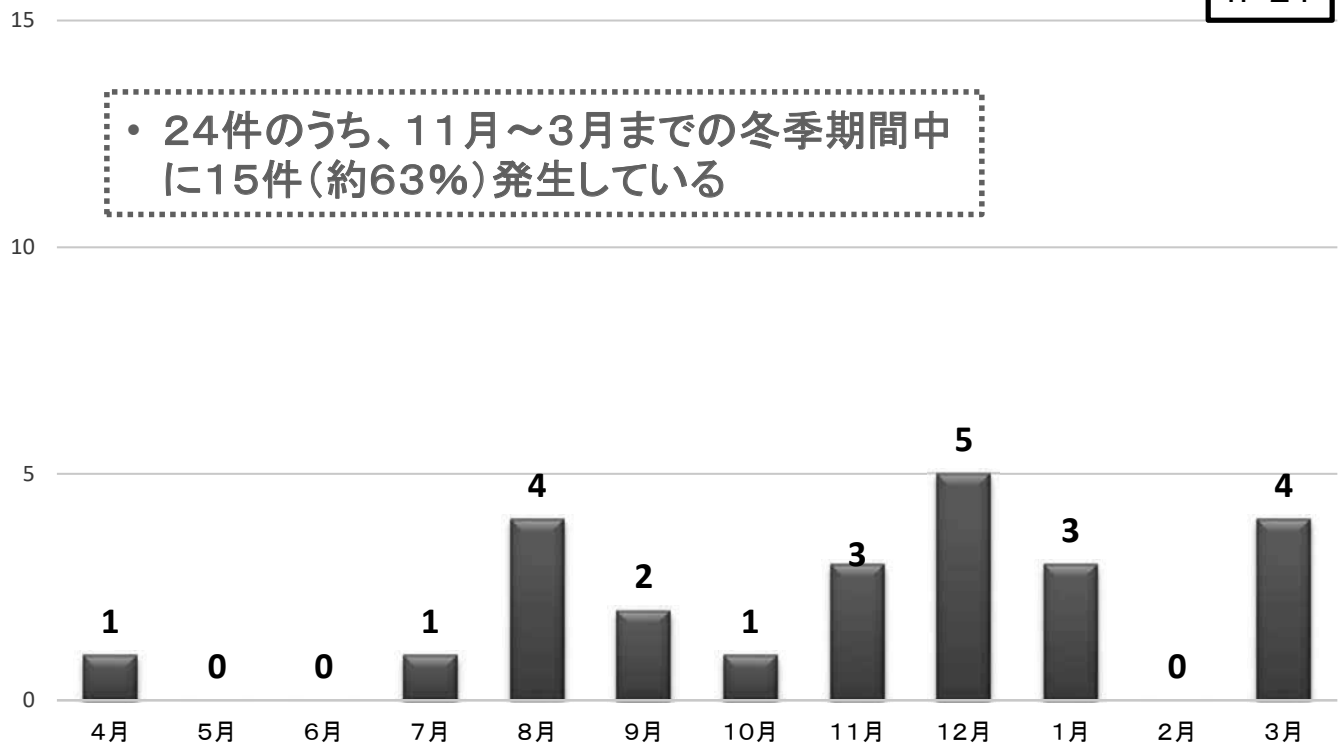


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況　【別紙１】

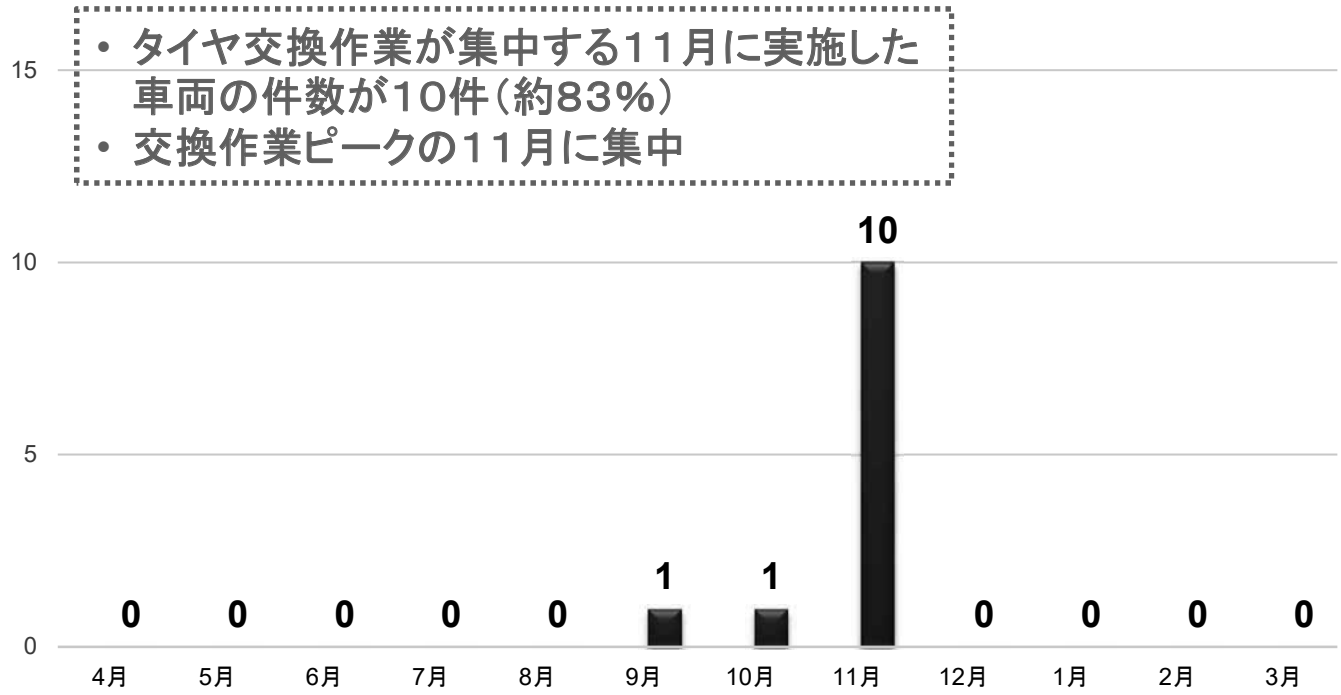
月別車輪脱落事故発生件数

n=24



月別タイヤ交換実施件数（タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの）

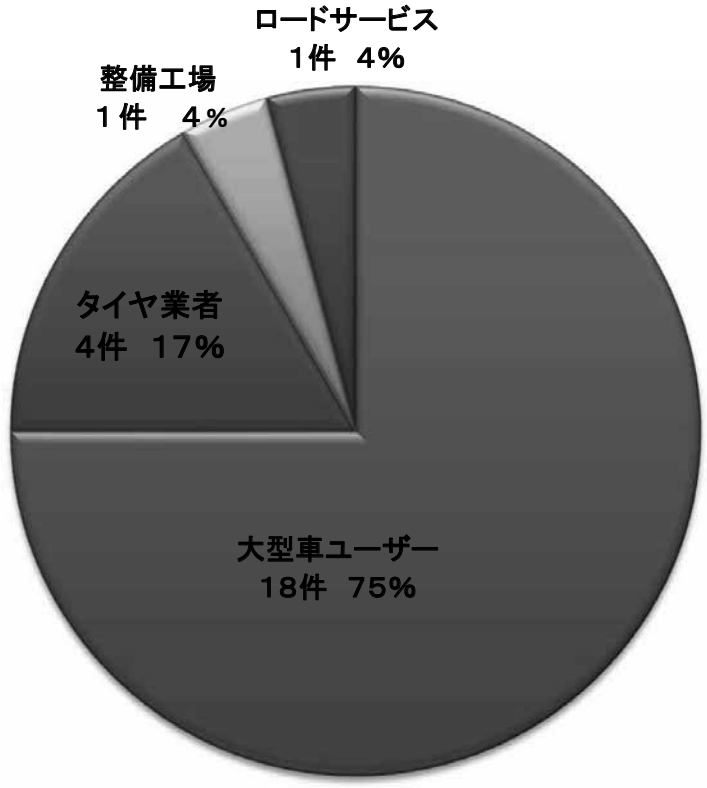
n=12



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

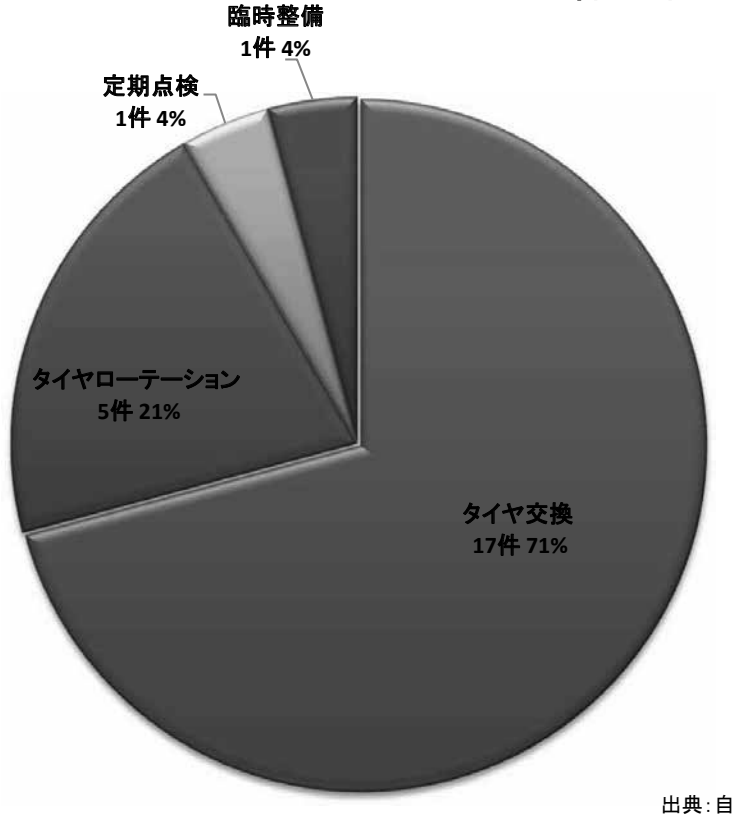
①令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況　【別紙１】

タイヤ脱着作業実施者別



・大型車ユーザーの交換によるものが約75%を占める傾向

タイヤ脱着作業内容別発生件数



・タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

●タイヤ交換
- ・通常タイヤから冬用タイヤへの交換
- ・冬用タイヤから通常タイヤへの交換
- ・パンクや摩耗したタイヤの交換など

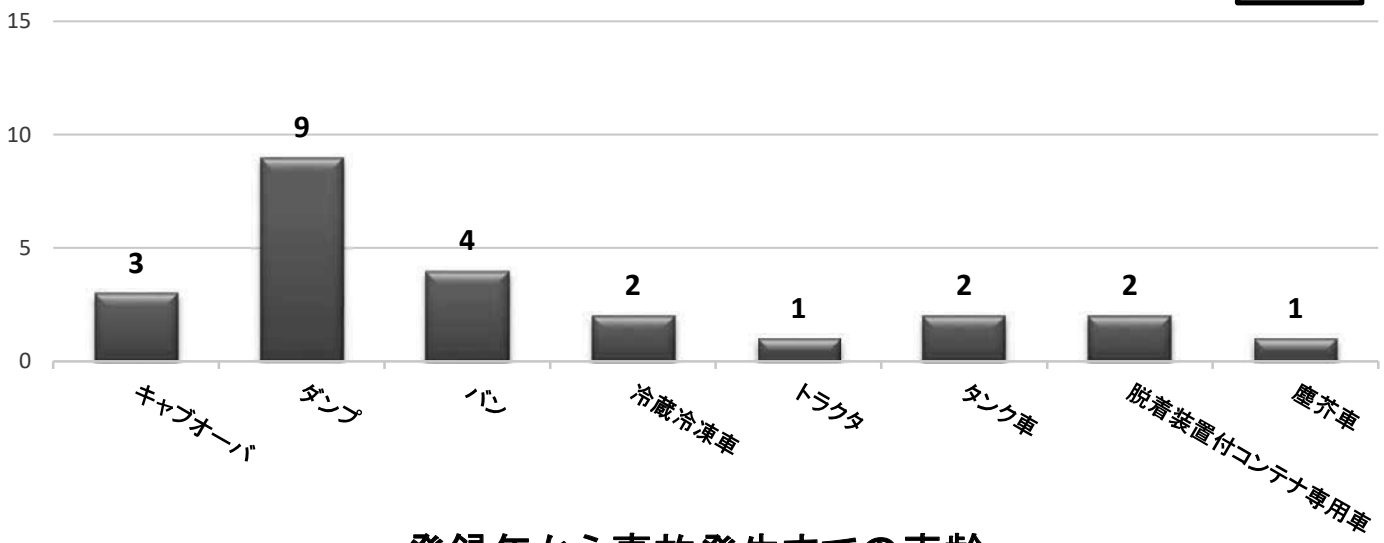
●タイヤローテーション
- ・タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況　【別紙１】

車体の形状別発生件数

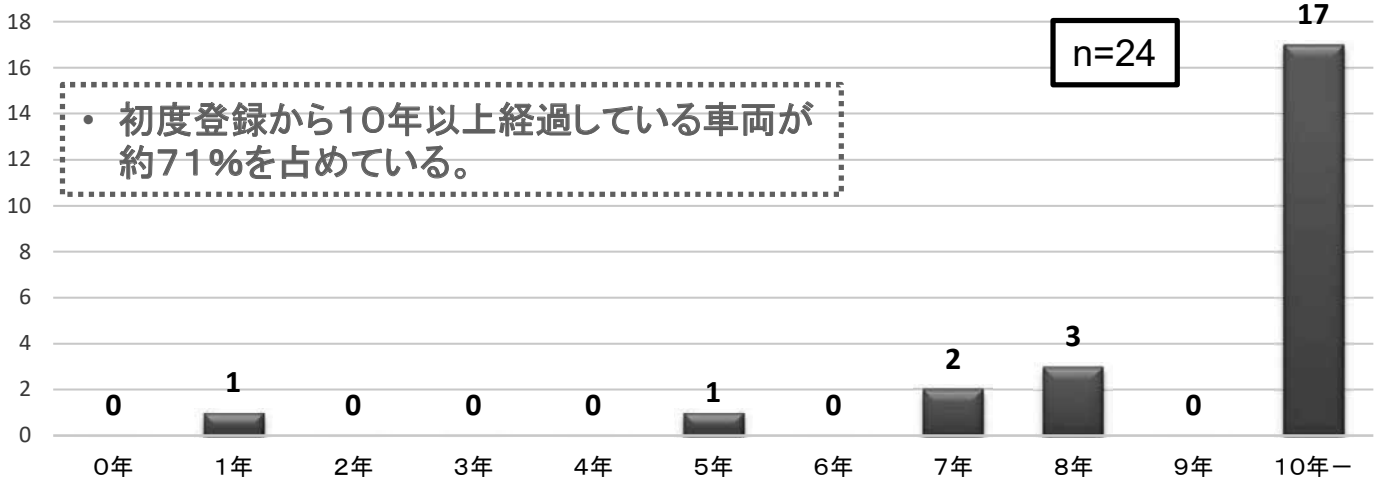
n=24



登録年から事故発生までの車齢

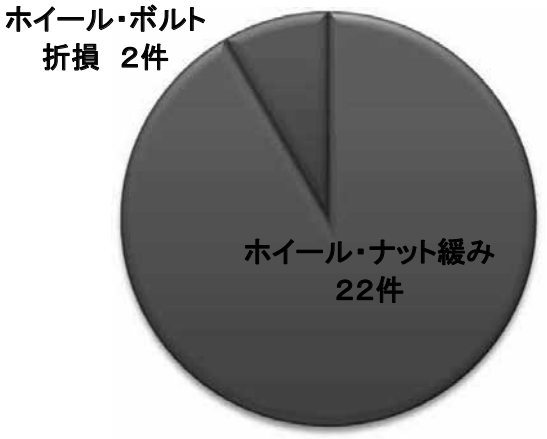
n=24

- 初度登録から10年以上経過している車両が約71%を占めている。



タイヤ脱落時の原因

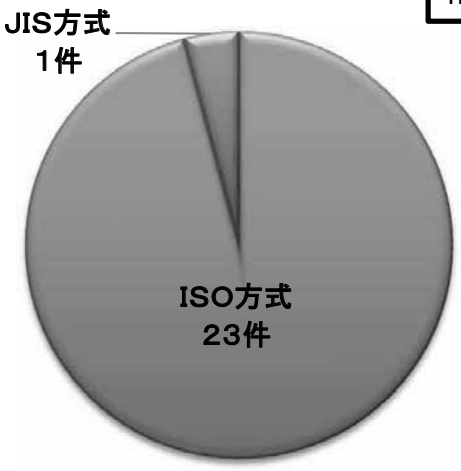
n=24



- 大半はホイール・ナットの緩みによるもの

締め付け方式

n=24

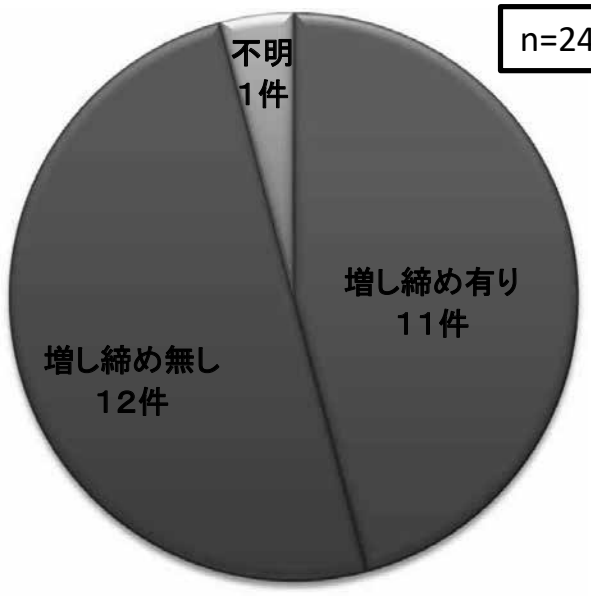


- 大半はISO方式

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和７年度東北管内車輪脱落事故発生状況　【別紙１】

脱着作業後の増し締め実施の有無

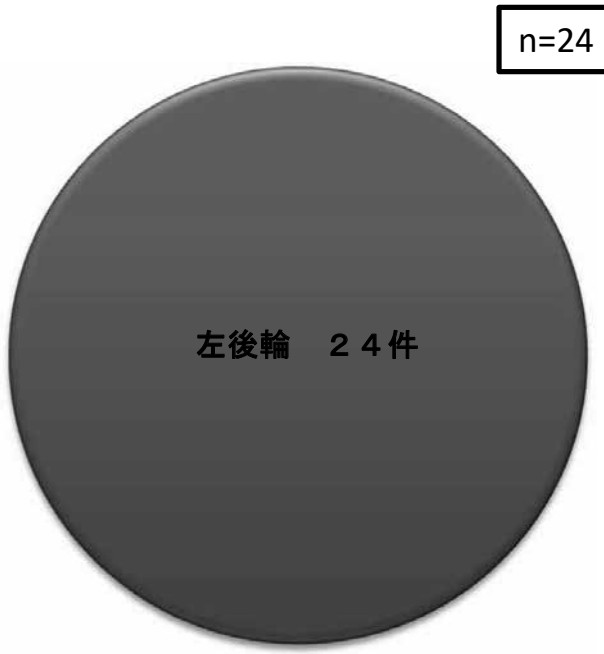


「増し締め有り」11件について、脱落の主な推測要因
- ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆や汚れ

◆「増し締め有り」11件について
- 大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が3件発生している。
- いずれも車齢7年以上経過しており、車齢10年以上経過している車両が9件で約82%を占めている。
- 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】
- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカー等の活用

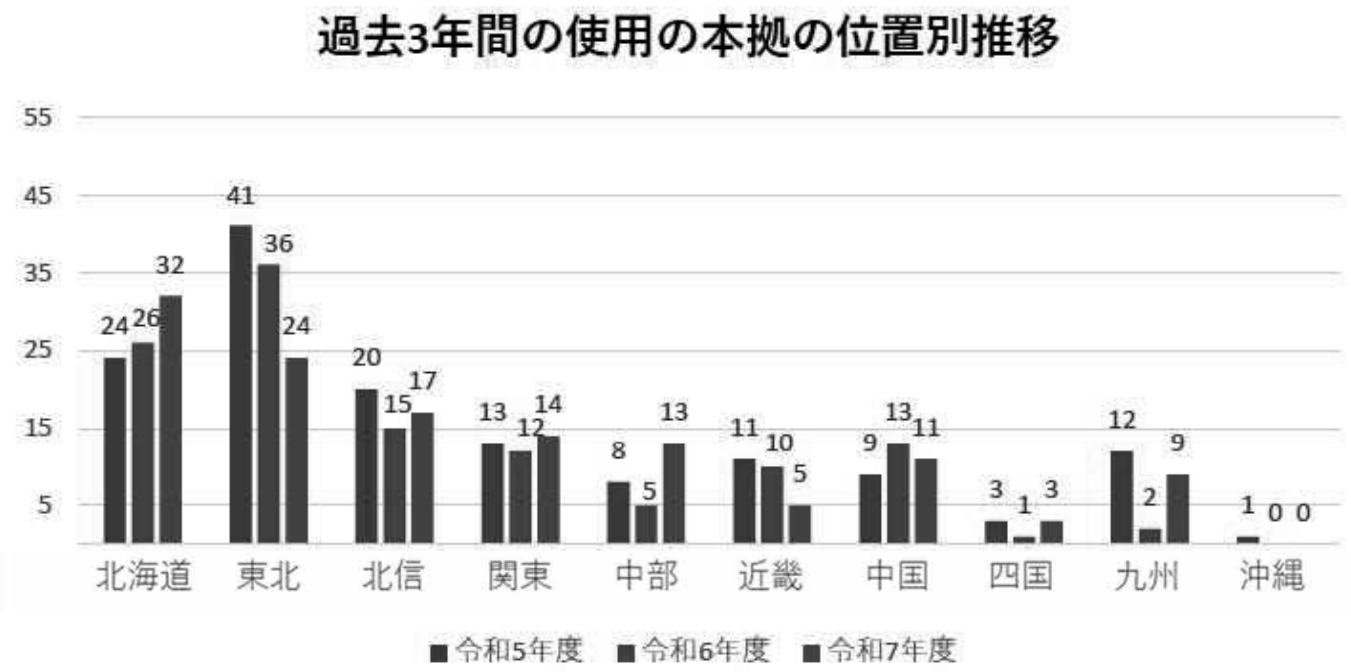
車輪脱落箇所



左後輪の脱落割合が高いことの推測
- 左後輪が多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

全国の車輪脱落事故発生状況



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

別紙２

防ごう 大型車の車輪脱落事故

おとさない

おとさぬための点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



トルクレンチで適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。



さびたナットは清掃・交換



この2つが特に重要!
事故の多くは清掃・給脂の不足が原因!

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



ナット・ワッシャー隙間に給脂



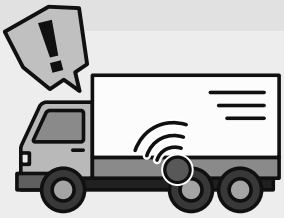
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

いちにち一度はゆるみの点検



運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

©くまみね工房



車輪脱落予兆検知装置を取り付けよう!

ホイールナットの緩みなどによる車輪脱落の予兆を検知し、ドライバーに警報。事故防止と負担軽減に役立ちます。

※機能には限界があります。「おとさない」の徹底をお願いします。

詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省　自動車点検整備推進協議会　大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会　日本自動車工業会（いすゞ自動車　日野自動車　三菱ふそうトラック・バス　UDトラックス）　全日本トラック協会　日本バス協会　全国自家用自動車協会　日本自動車整備振興会連合会　日本自動車販売協会連合会　全国タイヤ商工協同組合連合会　日本自動車タイヤ協会　全国石油商業組合連合会　日本自動車車体工業会　日本自動車輸入組合　日本自動車機械工具協会　日本自動車機械器具工業会　自動車用品小売業協会　日本自動車車体整備協同組合連合会

タイヤ交換などホイール脱着時の **不適切な作業**（インパクトレンチだけで締め付け／錆びたナットを再使用／規定トルク未確認 など）が原因で車輪脱落事故が発生しています。

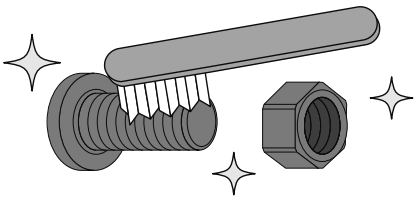
正しい車輪の取り扱いで車輪脱落事故ゼロへ。



下記3つの注意点について、車載の「取扱説明書」などを参照し、正しい作業をお願いします。

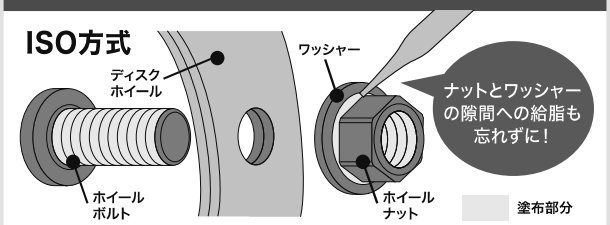
ホイール脱着作業の3つのポイント

1 ホイールボルト・ナットなどを清掃・交換する



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部も）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。錆び、亀裂、損傷が著しい場合は交換してください。

2 ホイールボルト・ナットなどに潤滑剤を塗布



ホイールボルト、ナットのねじ部、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。

注）ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。

3 ホイールナットの締め付けをする

必ず規定の締付トルクで締め付けを行ってください。

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

ホイール締め付け方式	ISO方式（8穴、10穴）
ホイールサイズとボルト本数（PCD）	19.5インチ：8本（PCD275mm）／22.5インチ：10本（PCD335mm）
ボルトサイズ　ねじの方向	【M22】　左右輪：右ねじ（新・ISO方式）／右輪：右ねじ　左輪：左ねじ（従来ISO方式）
ホイールナット　使用ソケット	平面座（ワッシャー付き）・1種類／33mm（従来のISO方式の一部は32mm）
ダブルタイヤ	1つのナットで共締め
ホイールのセンタリング	ハブインロー
アルミホイール履き替え	ボルト交換

アルミホイール・スチールホイールの取り扱いミスによる車輪脱落事故も発生しています。
アルミホイール ⟷ スチールホイール組み換え時には、誤組み付け、部品の誤組みに注意してください。

詳しくはこちらの資料をご覧ください▶ https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/docs/Torque.compressed.pdf

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください　http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

東北運輸局では、令和7年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締めの周知方法等のヒアリングを管内計70事業場に実施した。

ヒアリング内容

□ タイヤ脱着時（定期点検含む）における増し締めの周知方法

・点検整備記録簿への記載　・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布　・していない

□ 初めて入庫する車両（事業者）等への増し締めの必要性等の説明

・説明している　・説明していない

□ 増し締め作業の依頼状況

・依頼有り　・依頼無し

□ 増し締め入庫の促進

・している（チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等）　・していない

□ 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況

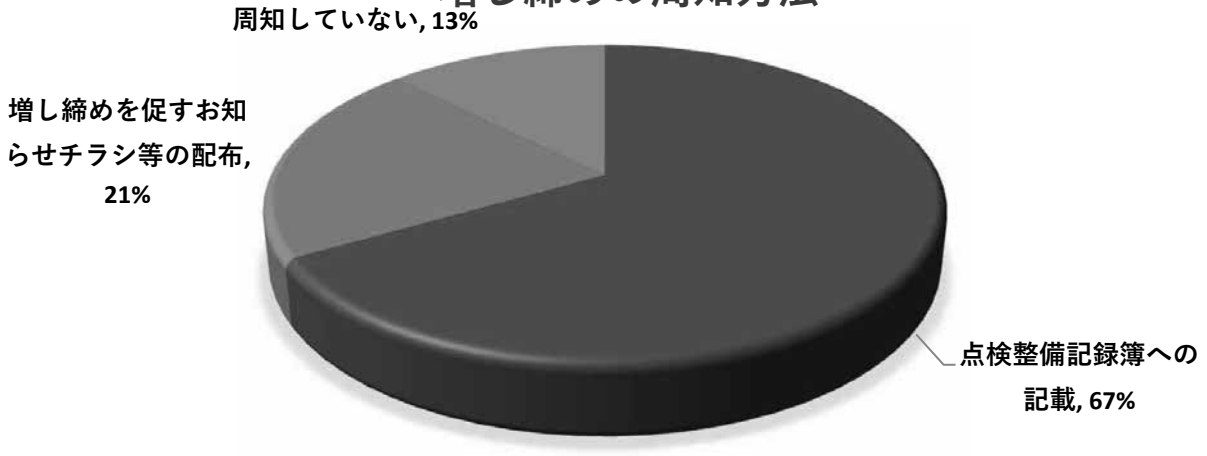
・入庫あり（約　割程度）　・入庫無し

□ ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況

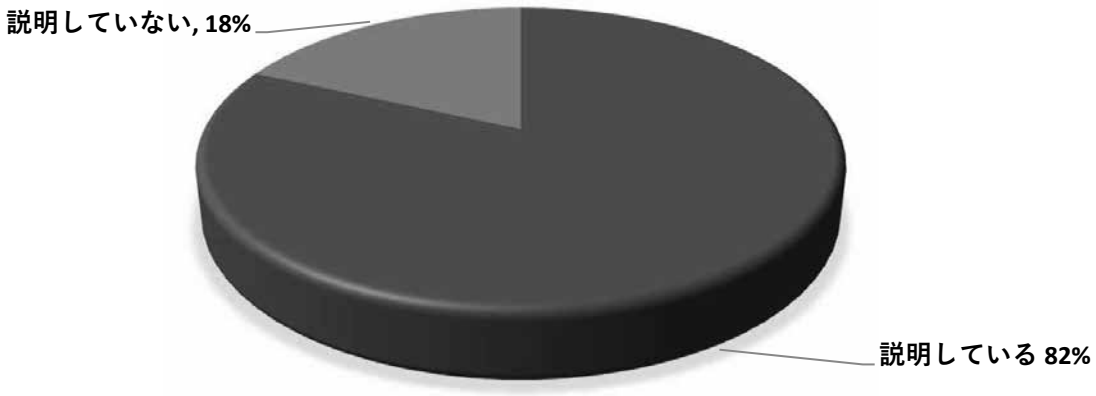
・実施している　・一部実施していない　・実施していない

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

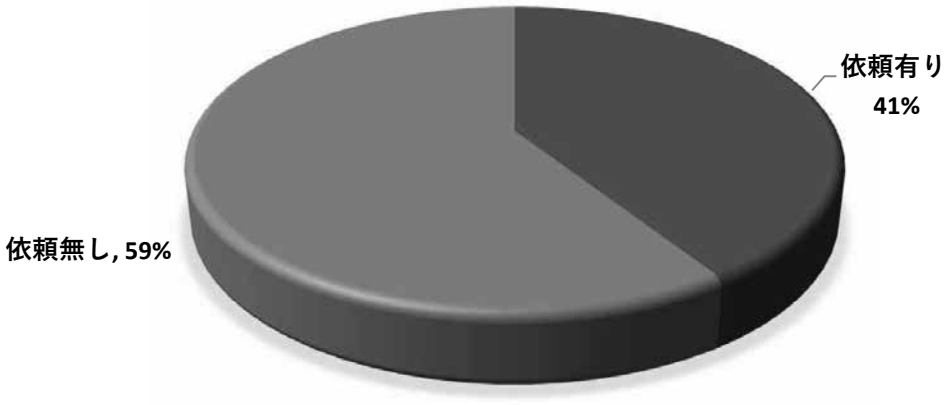
タイヤ脱着時（定期点検含む）における増し締めの周知方法



初めて入庫する車両（事業者）等への増し締めの必要性等の説明

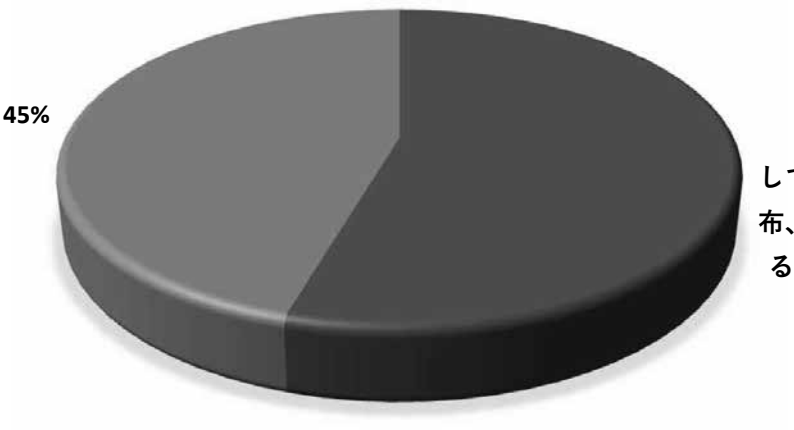


増し締め作業の依頼状況

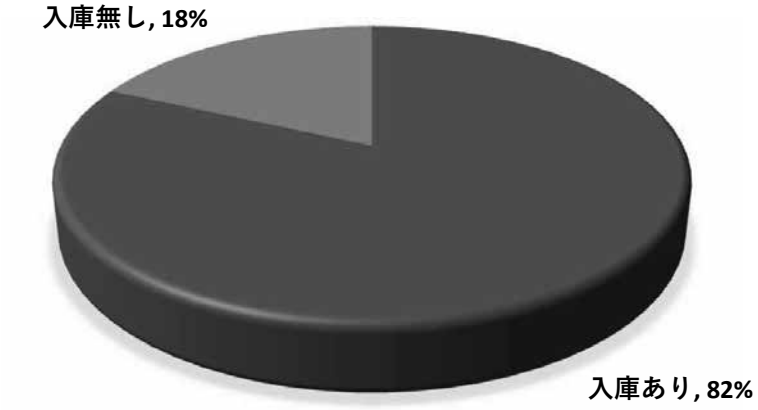


②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

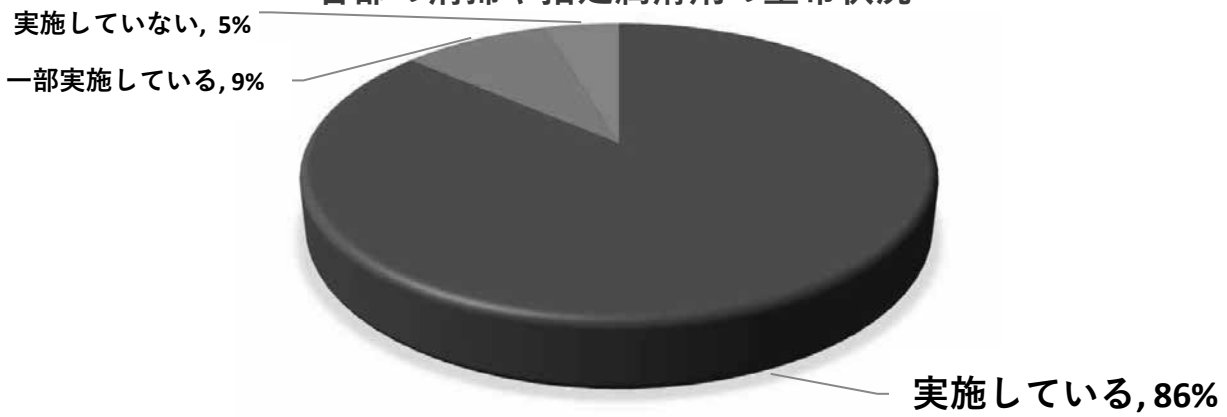
増し締め入庫の促進



著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況



ホイール・ボルト、ナットのネジ部 及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況



②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

ヒアリング結果　管内計:70事業場

- 増し締め作業の依頼は44%（昨年度：40%）で依頼があった。
- 増し締めの入庫促進をしている事業場は64%（昨年度：81%）
- ホイール・ボルト、ナットのネジ部 及び 各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況は、4%（昨年度：0%）の事業場で「実施していない」又は「一部実施していない」との回答があった。（きちんと塗布するよう指導済）

事業者の皆様へ

◆ 点検時及び車輪脱着作業時には、ホイール・ナットの脱落事故防止のため、以下の事項を徹底してください。

- ハブ、ホイール・ボルトのねじ部及びナット座面の清掃を行うとともに、ホイール・ボルトのねじ部にはエンジンオイルを適切に塗布すること。
- 錆や摩耗が著しいディスク・ホイール、回転がスムーズでないボルト、ナットは使用せず、必要に応じて交換するよう使用者等へ周知すること。特に、ホイール・ボルト及びナットが新品装着後4年以上経過している車両については重点的に確認すること。
- 増し締めの必要性について使用者等へ十分説明するとともに、点検整備記録簿への記載やチラシの配布等により周知を図ること。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

車輪脱落事故を起こした車両は、**劣化したホイール・ナット等が使用されていたり**、タイヤ脱着時に**ホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったり**する状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、**作業手順動画を公開**しております。

大型車の車輪の脱落は、**大事故につながりかねない大変危険なもの**です。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRIl2zJVaaybwEEKAmd5YVi

啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

＜国土交通省YouTubeチャンネル動画一覧＞

- ◆　適切なタイヤ脱着作業手順：10分程度
- ◆　適切なタイヤ脱着作業手順＋作業主旨の解説：15分程度
- ◆　適切なタイヤ保守管理作業手順：3分程度
- ◆　適切なタイヤ保守管理作業手順＋作業主旨の解説：5分程度

＜適切なタイヤ脱着作業手順＞





＜適切なタイヤ保守管理作業手順＞





③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

1.車輪取り外し



2.清掃・点検



3.潤滑剤の塗布



4.車輪の取り付け



5.ホイール・ナットの締付け作業



6.ホイールボルトおよびナットへのマーキング、インジケーターの取付け



7.作業終了確認



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

＜ディスク・ホイール取り付け後の増し締め＞



＜日常点検＞

1.目視での点検（ナットの緩み以外）



2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検



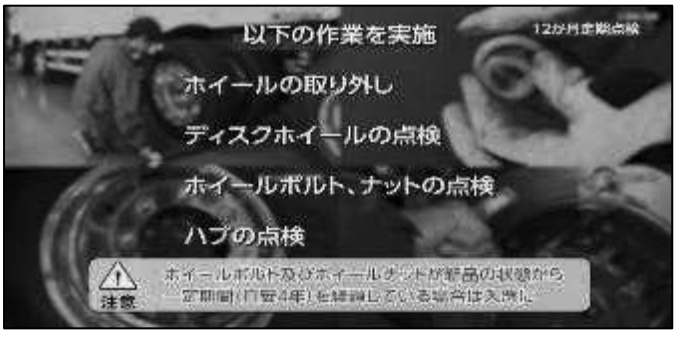
4.日常点検表の活用



＜3か月定期点検＞



＜12か月定期点検＞



2,遵守事項

自動車特定整備事業の認証を受けた方へ

自動車特定整備事業者は、道路運送車両法のほか関係法令に基づいて適切に業務を運営しなければなりません。

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両法施行規則（抜粋）

○自動車特定整備事業者の変更届の提出

・変更届等（道路運送車両法　第８１条）

第八十一条　自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　法人にあつては、その役員の氏名

三　事業場の所在地

四　事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

２　自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

・変更届出事項（道路運送車両法施行規則　第５８条）

第五十八条　法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

○特定整備記録簿の記載について

・特定整備記録簿（道路運送車両法　第９１条）

第九十一条　自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号

二　特定整備の概要

三　特定整備を完了した年月日

四　依頼者の氏名又は名称及び住所

五　その他国土交通省令で定める事項

２　自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。

３　特定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

・特定整備記録簿の記載事項　（道路運送車両法施行規則　第６２条の２）

第六十二条の二　法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定整備時の総走行距離

二　第六十二条の二の二第一項第七号に規定する整備主任者の氏名

三　自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

○自動車特定整備事業者の遵守事項

・遵守事項（道路運送車両法　第９１条の３）

第九十一条の三　自動車特定整備事業者は、第八十九条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

・自動車特定整備事業者の遵守事項　（道路運送車両法施行規則　第６２条の２の２）

第六十二条の二の二　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

イ　自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合

ロ　自ら管理するウェブサイトを有していない場合

二　法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

三　依頼者に対し、行つていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

四　道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

五　電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

六　電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

六の二　エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充塡されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

六の三　検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

六の四　検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。

七　事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ　分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　一級又は二級の自動車整備士の技能

検定に合格した者

ロ　電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場　一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八　整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

イ　整備主任者として新たに届け出た者

ロ　最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

九　事業場以外の場所において特定整備を行う場合にあつては、当該特定整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める要件を満たすこと。

十　他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2　自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所

二　整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

三　整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

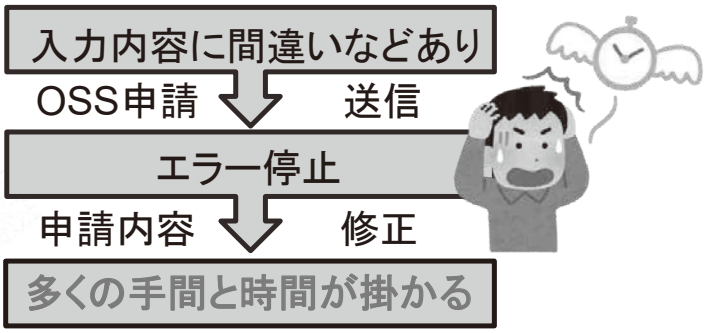
3　前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあっては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

3,継続OSS注意喚起（宮城支局）

指定自動車整備事業者　各位
継続OSS申請する前に最終確認お願いします！

OSS申請はPC入力のためタイプミスによるエラーが多く見受けられます。正しい情報入力、確認の徹底をお願いします！





◆ よくある申請不備

＜使用者情報＞

使用者名や住所に関して、漢字の入力ミス等が非常に多いので、自動車検査証の記録内容を必ず付き合わせて確認してください。
1文字でも間違えると処理が進みません。



＜自賠責情報＞

車台番号不整合や保険期間不足等の不備が非常に多いので、自動車検査証の記録内容、e-JIBAI情報を突合し整合及び保険期間の妥当性を確認してください。



保険期間
1年？2年？

＜申請日関係＞

- 最終の検査申請日の入力漏れや入力間違いが多いので、車検の満了期間、保適の有効期間、申請日の相関を必ず確認してください。
- 車検期間の短縮について、申告漏れまたは未確認のまま申請しているものが多いで、車検期間短縮の有無を必ず確認してください。

＜走行距離＞

- 前回車検よりもオドメータが少なくなっているものは、そのまま申請するとエラーとなります。自動車検査証の記録内容を必ず確認し該当する場合は、あらかじめ申告してください。
- 走行距離に関して、単位(km・mile)の設定間違いが多いので、自動車検査証の記録内容を必ず確認してください。



システムは万能ではありません。最後の砦は人の確認です。

＊イラストはAIにて作成

国土交通省 東北運輸局 宮城運輸支局 検査整備保安部門

4,継続検査OSSチラシ（宮城支局）

指定工場の皆様へ

継続検査申請を電子化しましょう！

～電子保安基準適合証及びＯＳＳ申請への移行について～

- 国土交通省では、自動車関係を含めた行政手続きの電子化を推進しており、継続検査申請（指定整備）は、全体の約７４．５８％がＯＳＳ申請（オンラインによる申請）となっています。※令和８年５月現在
- 申請手続きを電子化することで、記入漏れや書き損じなどのミスの削減や、書類の作成時間の短縮などのメリットがあります。
- さらに記録等事務委託制度を活用することで、継続検査ＯＳＳ申請では運輸支局等への来訪が不要となるなど、一層利便性が向上します。

令和１０年１月から紙の保安基準適合証が原則廃止になりますので計画的に継続検査申請手続きの電子化を進めましょう！

～継続検査ＯＳＳ申請のステップ①②③～

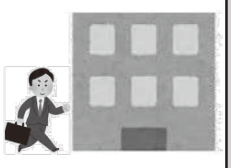
継続検査の流れ
（指定整備）



完成検査
⇒適合証交付



印紙購入等
⇒書類作成

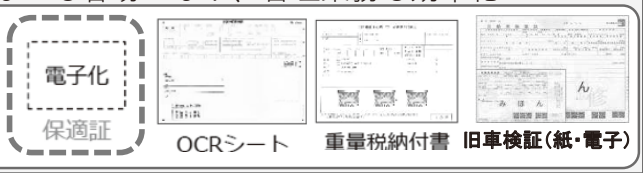


支局等提出
⇒車検証交付

ステップ①：【ハイブリッド申請】保安基準適合証の電子化

【メリット】・記入時間が短縮され、記載ミスなども削減
・管理簿作成なども容易になり、管理業務も効率化

最初は「保安基準適合証」を電子化して、業務の効率化を図りましょう。



ステップ②：【ＯＳＳ申請】継続検査のオンライン申請化

【メリット】・車両毎の書類分けが不要になり効率化
・印紙購入（貼付）が不要（盗難・紛失等のリスク回避）

次は、「継続検査オンライン申請（ＯＳＳ申請）」に移行しましょう。



ステップ③：【記録等事務代行】支局への来訪不要に！

【メリット】・運輸支局等への来訪が不要となり、一層のサービス向上
業務の効率化
※詳しくは裏面へ

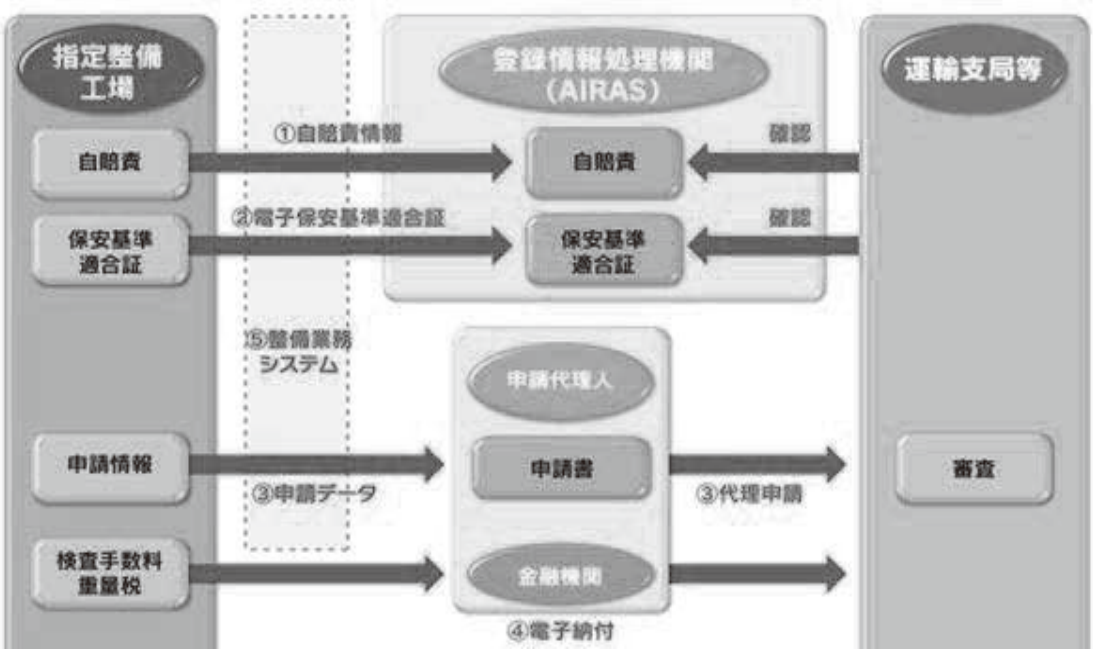
「記録等事務代行者」として登録し、自分の事業所で車検証の更新書き換えを行いましょう。



国土交通省 東北運輸局 宮城運輸支局検査整備保安部門

【参考】継続検査ＯＳＳ概要

継続検査OSSの概要



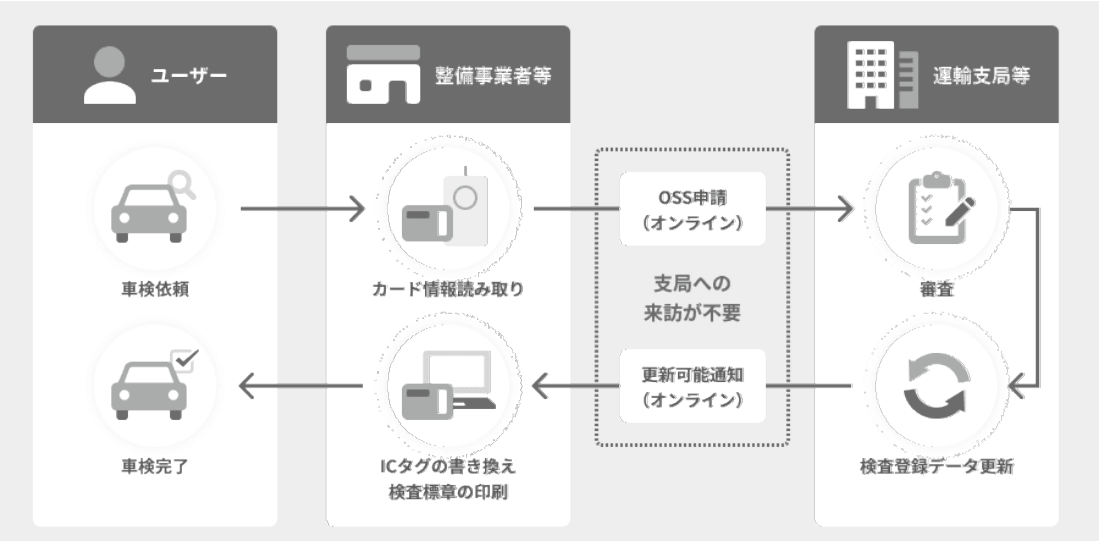
OSSの詳細についてはこちら

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

保安基準適合証の電子化についてはこちら

～ 継続検査OSS関連窓口 ～
日整連自動車情報サイト

記録事務代行サービスの概要



記録事務代行の登録申請についてはこちら

記録事務代行ポータル

その他電子車検証等についてはこちら

国土交通省
電子車検証特設サイト

5,自動車整備事業関連手続きのオンライン申請開始について

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年３月２４日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！

～いつでもどこからでも申請可能に～

政府が推進するデジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、国土交通省では各種行政手続きのオンライン化を進めています。自動車整備事業分野においても、自動車運送事業に続き、オンライン化を推進しています。

このたび令和８年４月１日より、これまで窓口または郵送で行っていた 11 の手続きについて、オンラインによる申請・届出も可能となります。

１．対象手続きと利用開始時期

令和８年４月１日より、以下の 11 手続きがオンライン申請に対応します。

【自動車特定整備事業関係】
新規申請 ／ 変更届出・変更申請 ／ 廃止届出 ／ 整備主任者の選任届出・変更届出

【指定自動車整備事業関係】
新規申請 ／ 変更届出・変更申請 ／ 廃止届出 ／ 自動車検査員の選任届出・変更届出

【優良自動車整備事業関係】
新規申請 ／ 変更届出 ／ 辞退等届出

２．オンライン申請の利用方法

対象手続きは、国土交通省ウェブサイト内の以下ページをご参照の上、e-Gov を通じてオンライン申請が可能です。

■国土交通省 物流・自動車局ウェブサイト
e-Gov オンライン申請（自動車事業関連手続き）
URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html
（右記二次元コードからもアクセス可能です）

ウェブサイト内には、オンライン申請マニュアルや、説明用の動画等を掲載しておりますので、申請の際にご活用ください。

＜問い合わせ先＞
物流・自動車局　自動車整備課　冨岡、佐々木
代表　03-5253-8111（内線　42423）　直通　03-5253-8599

令和8年4月～

国土交通省

自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

自動車整備事業者の皆様は、事業場のパソコン等から各種手続きのオンライン申請が行えるようになります

書面で提出していた自動車整備事業関連手続きの「申請書」や「届出書」を自社のパソコン等からインターネットを通じて提出することができます。

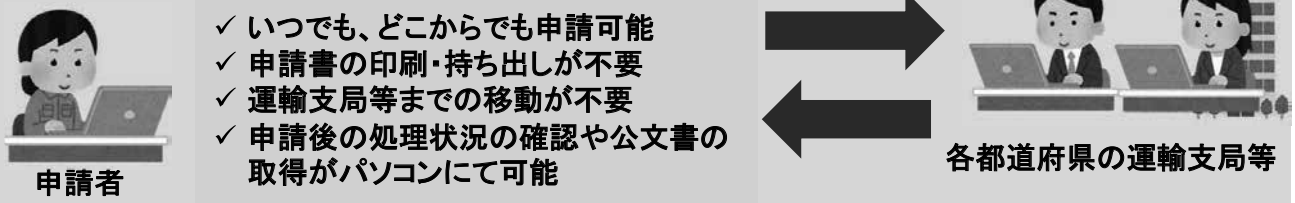
電子申請（e-Gov）利用のメリット

- ✓ いつでも、どこでも申請可能
- ✓ 行政機関までの移動が不要
- ✓ パソコンで申請後の状況を確認
- ✓ パソコンで公文書取得が可能

■紙申請の場合



■電子申請の場合



- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 運輸支局等までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能

電子申請の利用対象となる手続き

自動車特定整備事業	指定自動車整備事業	優良自動車整備事業
新規申請 変更届出・変更申請 廃止届出 整備主任者の選任・変更届出	新規申請 変更届出・変更申請 廃止届出 自動車検査員の選任・変更届出	新規申請 変更届出 辞退等届出

令和8年4月より利用開始



オンライン申請の詳細は、こちらのサイトをご参照ください。

自動車整備事業に関するオンライン申請

URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html

国土交通省

電子申請利用の流れ（概要）

e-Gov電子申請システム

パソコンの環境設定

申請書/届出書、添付資料の作成

申請書/届出書、添付資料の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、e-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

※デジタル庁発行のGビズID（プライム又はメンバー）が必要です。
ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能等を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします（申請様式と添付資料の作成）。なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご留意ください。
作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

電子申請利用準備や操作方法、各申請ごとのマニュアル等、詳細につきましては、こちらのサイトをご参照ください。
URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html

関連リンク

e-Gov電子申請サイト

手続共通の電子申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。
URL： https://shinsei.e-gov.go.jp/

e-Gov電子申請～FAQサイト

電子申請利用に関するご質問への回答を紹介するサイトです（上記総合サイト内に構成）。
URL： https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq

国土交通省 e-Gov電子申請サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。
URLhttps://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html

お問い合わせ先

パソコンの環境設定等e-Govに関すること

e-Gov利用者サポートデスク
☎：050-3786-2225
URL：https://www.e-gov.go.jp/contact
受付時間：平日　9:00～17:00　他
（※詳細はサイトにてご確認ください。）

GビズIDに関すること

GビズID　ヘルプデスク
☎：0570-023-797
URL： https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html
受付時間：9：00～17：00
（土・日・祝日、年末年始を除く）

申請方法や入力方法に関すること

自動車整備事業関係オンライン申請ヘルプデスク
☎：050-3852-4979
受付時間：平日　8:30～17:15
（※運輸支局等の開庁日に準ずる。）

**記載事項や必要な添付書面等
具体的な申請内容・届出内容に関すること**

管轄する運輸支局等の自動車整備事業担当へ直接お問い合わせください。特に、指定自動車整備事業の新規申請等、運輸支局等との調整が必要なものについては事前にご相談ください。

本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省　物流・自動車局自動車整備課
03-5253-8111

※P32～P74 につきましては、

会場にて配布します。

令和７年度　指定・認証整備事業者の処分状況一覧

令和７年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

（令和８年３月末現在）

支 局	処分年月	処　分　内　容	違　　反　　の　　概　　要
福島	令和７年１２月	保安基準適合証の交付停止 ２０日	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。

令和７年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

（令和８年３月末現在）

支 局	処分年月日	処　分　内　容	違　　反　　の　　概　　要
宮　城	令和７年１０月	自動車特定整備事業の停止　１５日間	・特定整備記録簿の虚偽記載 ・特定整備記録簿の一部記載漏れ ・故意以外による点検整備料金の過剰請求 ・整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

用途等の変更をする使用過程車等は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1：対象となる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く）

① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2：対象となる変更内容

① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
　ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
　イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
　ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
　エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
　オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
　カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車
　※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
　ア 11人以上
　イ 10人
③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
　ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
　イ 軽から普通又は小型に変更
　ウ 普通又は小型から軽に変更
④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トン超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トン超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

第3回OBD検査モニタリング会合（R7.6.25）

資料3－2

スピードメーター検査時の留意点

スピードメーター検査時の留意点

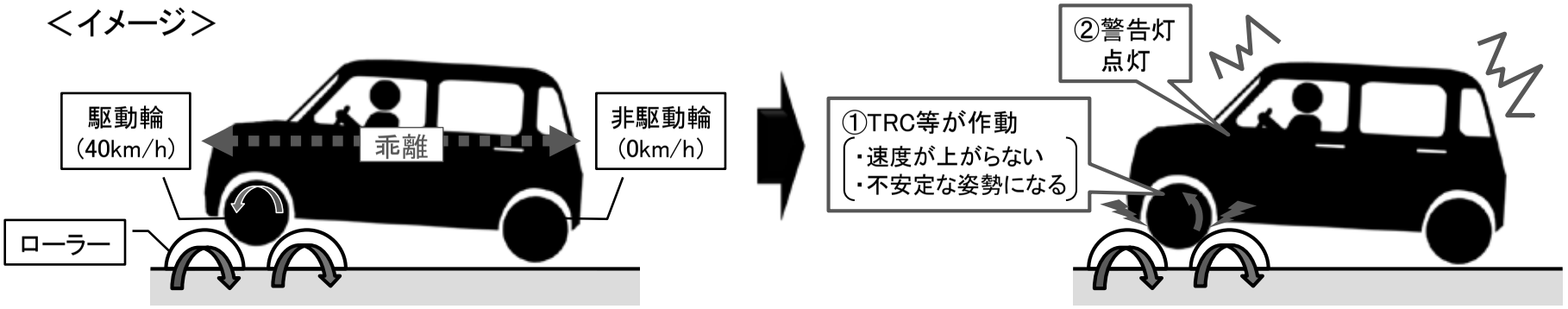
（1）ご指摘事象の概要

OBD検査対象車に関わらず、トラクションコントロール（TRC）機能等の搭載車両において、ドラムテスター等を用いてスピードメーター検査をする際、下記事象が発生する可能性がある

- **車両安全性を確保するための機能**（トラクションコントロール等）**が作動**
 車輪速系のセンサ出力に乖離が発生することで、低μ路走行時等と似た状況となりアクセル開度に対して駆動力を抑制する制御を行う可能性がある
- **DTCが入力し警告灯が点灯**

※ 実際に発生する事象や警告灯点灯・消灯（DTC入力・消去）の条件は、車両で異なるため上記はあくまで一例

＜イメージ＞



・ドラムテスター上でのTRC機能等の不要作動は、運転者の意図せぬ挙動となるため、OBD検査への影響以前に、検査が“安全”に“正しく”実施できない可能性がある
・上記を防ぐために、検査前に各メーカーが案内する不要作動をさせない設定が必要

スピードメーター検査時の留意点

（2）ドラムテスター使用時に必要な設定（R7年6月時点）

メーカーが案内する主な設定は下表にて。詳細は整備マニュアルや取扱説明書等をご確認

【前提条件】対象車：OBD検査対象＆用品等の装着無し、対象作業：ﾄﾞﾗﾑﾃｽﾀｰを使用したｽﾋﾟｰﾄﾞﾒｰﾀｰ検査作業

メーカー	①必要な設定（主な例） ※詳細方法は、車種毎で異なるため整備ﾏﾆｭｱﾙや取説等をご確認下さい	②①が未設定の場合のリスク		
		作業安全性等の低下の可能性	DTC入力の可能性	特定DTCの可能性
スズキ	ESP® OFF スイッチの長押し	あり	あり	あり
SUBARU	ﾌﾟﾘｸﾗｯｼｭﾌﾞﾚｰｷOFFｽｲｯﾁの長押し 又はｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲでOFF設定	あり	あり	あり
ダイハツ	VSC OFFスイッチの長押し	あり	あり	あり
トヨタ	整備モードへの移行 又はVSC OFFスイッチの長押し	あり	あり	あり
日産	整備モードへの移行	あり	あり	あり
ホンダ	VSAメンテナンスモードへの移行 又はVSA OFFスイッチ長押し	あり	あり	あり
マツダ	TCS（DSC） OFFスイッチを押す	あり	あり	なし
三菱	ASC OFFスイッチを押す	あり	あり	あり
いすゞ	ASR OFFスイッチを押す	あり	あり	なし
日野	VSC/ASRオフスイッチを押す	あり	あり	なし
三菱ふそう	ローラーテスターモードへの移行 又はESP/ASRカットスイッチを押す	あり	あり	あり
UDﾄﾗｯｸｽ	ローラーベンチモードへの移行	あり	あり	あり

【補足】
①が未設定時のDTC入力までの時間や確率は、車両により異なる（DTCの入力条件が異なるため）

スピードメーター検査時の留意点

（３）警告灯点灯（DTC入力）時のご対応

万が一、検査時に警告灯が点灯した場合は、その原因が「検査作業によるもの」か、または「実際に車両が故障しているのか」を確実に確認し、整備マニュアル等に記載の修理方法に従ってご対応下さい （該当部位の整備 or スキャンツール等によるDTC消去作業 等）

・ドラムテスター使用時は、本資料の設定対応等が必要なため、安全で確実な作業を実施いただくためにご対応願います

・また本件以外にも、作業上の注意点等は整備マニュアルや取扱説明書にも記載しているため、特に初めて取り扱う車両や初めて行う作業に対しては、必要に応じてご確認ください

11,【お知らせ】ホイールの堅ろう性について（第63次改正関係）

自動車技術総合機構東北検査部からのお知らせ

令和7年8月

軽合金ディスクホイールの「堅ろう」判断にDOTマークが追加されました

表示例

DOT　DOT-T

T-DOT　DOT-E





1. 対象となる自動車

全車種

2. 対象年式

年式問わず

3. 適合性判断について

軽合金製ディスクホイールであって、上記に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは保安基準第９条第１項に掲げる規定に適合するものとする。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

12,【プレスリリース：改造部分】審査事務規程72次改正について

プレスリリース
令和 8 年 3 月 25 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]

○　その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。

2．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正［4-26 他］

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。

3．改造自動車届出制度の見直し［4-13 他］

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

4．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

13,【お知らせ】改造届出制度の見直しについて

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和8年3月

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、令和8年10月1日から適用することとしましたのでお知らせします。

〇同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

〇改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

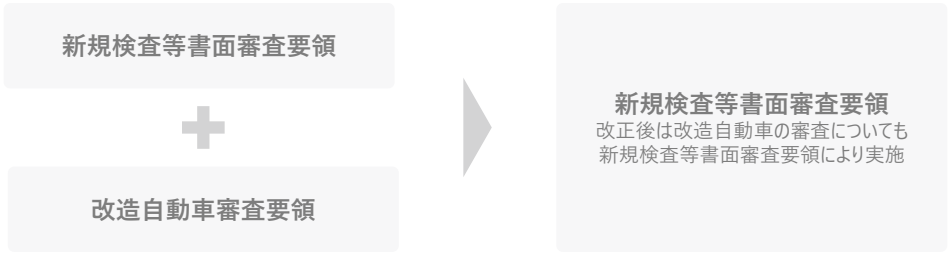
◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの［動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。］

◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの［緩衝装置の改造に限る。］

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。



※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限 令和9年3月31日

14,【お知らせ】ピット開口部書類受け渡し禁止

自動車技術総合機構東北検査部からのお知らせ

令和8年3月

審査事務規程の一部改正に係る受検者の遵守事項の追加
－ピット開口部での書類の受け渡し禁止－



【概要】

４月１日より受検者のピット開口部での書類の受け渡しが禁止となります。下回りでの確認事項（改造通知書の内容確認等）については不適合箇所の説明時と同様にピットに階段で降りていただき確認します。

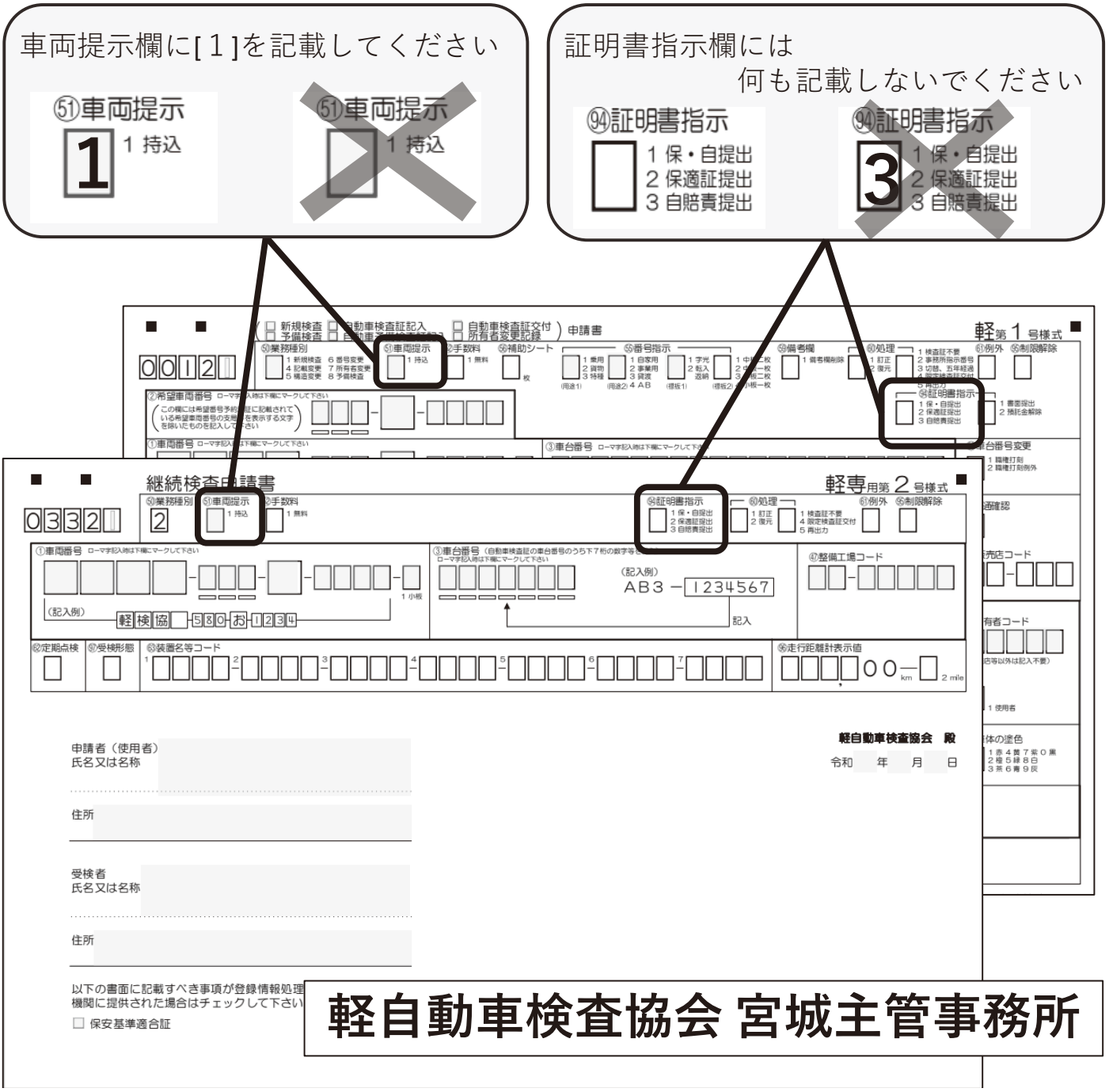
独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

１５,軽自動車の持込検査（新規・継続）の申請書記載に関するお願い

持込検査（新規・継続）の申請書記載に関するお願い

電子自賠責制度開始時にお願いしておりました証明書指示欄への[３]記載について、現在は電子自賠責が普及したことから記載は不要となりました。

なお、持込検査時の車両提示欄の[１]記載については引き続き必要となりますためご協力のほどよろしくお願いいたします。



16,大型４社-啓発チラシ

タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について

タイヤのパンク・バースト故障は非常に多くなっており、特に多軸、ダブルタイヤ(複輪)を使用しているトラック・バスではパンク・バーストに気づきにくく、走行安定性や制動力が低下し、重大な事故や、そのまま走り続けるとタイヤの出火につながるおそれがあります。
運行前には必ずタイヤの点検を行い、パンク・バースト時には適切な対応をお願いします。

＜JAF ロードサービス 主な出動理由 TOP5(2024年度)＞

◆一般道路

順位	故障内容	件数	構成比
1	過放電バッテリー	755,785	35.31
2	タイヤのパンク、バースト、エアー圧不足	427,833	19.99
3	破損／劣化バッテリー	185,855	8.68
4	落輪・落込	132,452	6.19
5	キー閉じ込み	106,995	5.00

◆高速道路

順位	故障内容	件数	構成比
1	タイヤのパンク、バースト、エアー圧不足	26,219	42.27
2	燃料切れ	5,843	9.42
3	事故	5,032	8.11
4	過放電バッテリー	2,864	4.62
5	発電機／充電回路	1,439	2.32

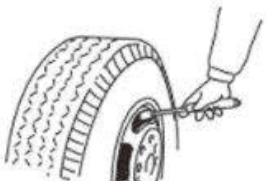
出典:「JAFロードサービス 主な出動理由TOP10 2024年度　年間『四輪・二輪合計』」より抜粋



・タイヤのバーストを防ぐために

タイヤの状態を確認してください

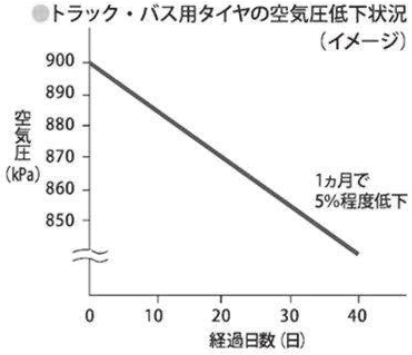
1　空気圧点検



◆外観では空気圧の判断がしにくいため、必ずエアゲージを使用してください
・空気圧の点検・調整は、必ず走行前のタイヤが冷えている状態で行ってください。

◆空気圧は、標準空気圧に調整してください。
・標準空気圧は、運転席側ドアピラー部等に示してあります。
・ダブルタイヤの内側と外側は、同じ空気圧に調整してください。
・空気圧が極端に低い場合、パンクの可能性がありますので、タイヤに異常がないか確認してください。

タイヤの空気圧は自然低下します。

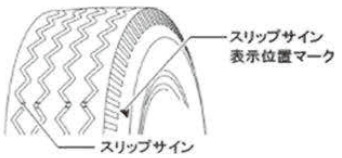


出典元：日本自動車タイヤ協会(JATMA)

※タイヤの空気圧が低いまま走行すると、
バーストしたり、ホイールボルト・ナット損傷による
車輪脱落事故の原因となります。

2 タイヤの状態点検

このようなときはタイヤを交換して下さい。

タイヤが摩耗しスリップサインが現れたとき	タイヤに釘や異物等が刺さっているとき	タイヤの接地面や側面に亀裂、損傷があるとき
		 出典元：横浜ゴム株式会社

・タイヤバースト発生時の適切な対応

急ハンドル、急ブレーキを避けて車両を停止させてください

タイヤがバーストすると車両挙動が不安定になる場合がありますので、以下に示す対応をお願いします。

1 ハンドルをしっかり握り、急ハンドルは避けてください。

2 急ブレーキは避け、徐々に速度を落とし、ハザードランプで後続車に注意を促しながら、

安全な場所に停車してください。

ブレーキの効きが悪く停止できない場合は駐車ブレーキも活用してください

バーストしたタイヤがブレーキ配管などを損傷させる等により、ブレーキの効きが悪くなった場合には、以下に示す対応をお願いします。

1 ブレーキの効きが悪い場合はシフトダウンしてスピードを落とし、駐車ブレーキレバーを徐々に引き駐車ブレーキを作動※させてください。

※なお、ご使用の車両によってはブレーキ部品の保護を目的に、ブレーキペダルを踏んでいる間は、駐車ブレーキが作動しない場合があります。

それでも車両が減速しない場合は緊急退避所などを利用してください。

詳細はご愛用されている車両の取扱説明書をご覧ください。

ISUZU HINO FUSO UD TRUCKS

17,不正請求防止チラシ

知っていましたか？これらの行為は

保険金の不正請求

になってしまう可能性があります！

便乗修理



以前からあった傷を、今回の事故で生じたことにして、その費用を保険金で請求した。

自己負担分を上乗せ



修理工場に自己負担額相当分を保険金で補うように依頼し、保険金を上乗せ請求した。

グレードアップ修理



壊れた部品を高価な部品に取り替え、その高価な部品代で保険金を請求した。



保険金の不正請求は犯罪です！

保険金の不正請求は「詐欺罪」にあたり、最大で「10年の懲役」に処されます。

※未遂でも「詐欺未遂罪」にあたり犯罪になります。

軽い気持ちが大きなトラブルを招くこともあるので、注意が必要です。

「これくらいなら大丈夫！」その軽い気持ちが、取り返しのつかない事態を招きます。



最大で10年の懲役

保険金の不正請求は詐欺罪とみなされ、厳しい刑罰が科せられます。場合によっては最大で10年の懲役になることもあります。



保険会社への保険金返還

不正請求した保険金は全額返還する必要があります。



共犯者にも同じ刑事罰

共犯者も詐欺罪に該当する可能性があります。さらに、共犯者が修理工場であった場合、その工場が事業停止命令などの行政処分を受けることがあります。



勤め先からの懲戒処分

企業の従業員である場合、懲戒処分が行われる可能性があり、会社内の信用を失う恐れがあります。



SNS等での拡散

SNSでの拡散によって、あなたの個人情報が世間に広まってしまう可能性があります。



社会的信用の喪失

家庭や職場、地域社会で信頼を失い、結果として社会活動に大きな影響を及ぼし、日常生活に支障をきたす可能性があります。

不正請求は、保険制度の健全な発展を阻害する深刻な問題です。業界全体で不正防止に向けた取り組みを強化し、お客さまの信頼に応えていきます。

国土交通省 ウェブサイト
https://www.mlit.go.jp/

国土交通省のガイドライン

透明性の高い整備事業を行うためのガイドラインが国土交通省から発表されています。



外部機関との連携

専門性の高い外部機関や弁護士と連携し、データ分析やAIを活用して、不正請求を調査しています。

SONPO

損保協会の活動

警察との連携、セミナー開催、不正請求対策室設置など、不正撲滅に向けた活動を活発化しています。

車体整備事業者の皆様へ

SONPO

車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組みについて

株式会社ビッグモーターによる不適切な保険金請求をきっかけに、車体整備事業者は、消費者（自動車ユーザー）に車体整備サービスを提供するにあたり必要な情報を適切に提供することが従来以上に求められています。損害保険業界においても、車体整備業界と連携をしながら消費者に対して必要な情報提供を行うことができるよう、令和6年3月国土交通省公表「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」（以下、ガイドライン）記載の内容をより具体化することを通じて、車体整備事業者の取組みを支援いたします。

車体整備事業者および損害保険会社が行う取組みについて

車体整備事業者が行う ガイドラインに基づく取組み

- 車体整備作業（工程ごと）の情報の記録・保存（画像・日時・作業内容や方法・実施者・料金）
- 記録・保存した情報の対象車両ごとの関連付け
- 消費者等（損害保険金の支払いに関係する者を含む）への適切な説明と了承の取得

➡ 事後的な検証ができるよう、上記3つの取組みを一定の期間電磁的に保存

損害保険会社が行う 保険金支払時に求められている取組み

- 消費者の要望を踏まえた損害保険金の認定内容に関する適切な説明
- 車体整備事業者への損害保険金の認定および消費者に対する説明に必要な情報の提供依頼

消費者からの信頼を確保するために、車体整備業界と損害保険業界それぞれが透明性ある説明を行うことが不可欠です。

車体整備事業者が行う取組み ～「情報の記録」の取組み事例～

損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを記載しております。各損害保険会社から別途ご協力をお願いする内容がある場合には、透明性のある損害保険事業のためにご協力をお願いいたします。

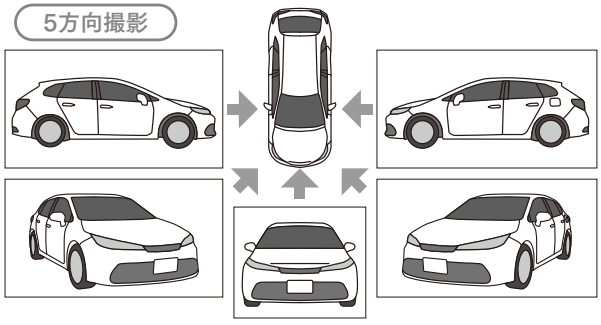
着工前

- 着工前と完了後には、5方向（正面・左右45度・左右90度、側面損傷時は側面・左右45度の3方向）の全景撮影と損傷箇所（完了後は修理箇所）がわかるように撮影してください。
- カメラを損傷部の高さに合わせ、損傷部にはスケールを入れて損傷範囲がわかるように撮影してください。

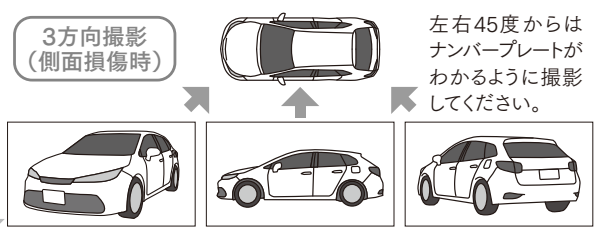
大局的な損傷写真

- 正面：ルームミラーなどを中心に正対して撮影してください。
- 左右：損傷程度や波及の有無を示すため、距離・角度・高さを合わせて撮影してください。

5方向撮影

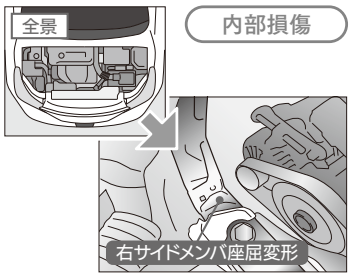


3方向撮影（側面損傷時）



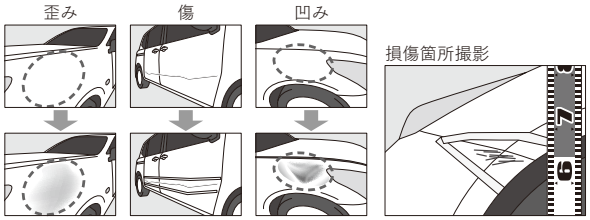
左右45度からはナンバープレートがわかるように撮影してください。

局部的な損傷写真



- 内部損傷は、全景および細部を撮影してください。
- 全景の撮影をすることで骨格部やメカニカル部の損傷を把握できます。
- エンジンルームに損傷がある場合、可能であれば真下からも撮影してください。

外部損傷



- 蛍光灯やマスキングテープを用いるほか、周りの景色や歪みを確認できるツール（リフレクター）等も活用して撮影してください。
- 逆光の場合は、フラッシュ撮影も有効です。

裏面につづく

一般社団法人 日本損害保険協会

車体整備事業者の皆様へ

SONPO

着工前

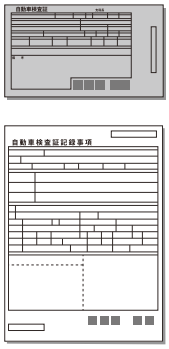
● 車両情報が把握できるコーションプレートや紙資料等を撮影してください。



【コーションプレート】
（メーカー・車種等により位置が異なります。）

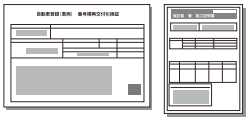
紙資料等撮影方法

● 車検証・コーティング保証書等紙資料も撮影してください。



【車検証】
- 車両情報・所有者の把握のため、撮影してください。
- 電子車検証には所有者の記載がないため、自動車検査証記録事項も撮影してください。
- 旧車検証の場合は、左右にわけて撮影してください。

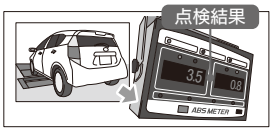
【コーティング保証書等】



- 各種コーティング保証書やナンバー再交付証は登録番号や製品名・メンテナンス記録がわかるように撮影してください。



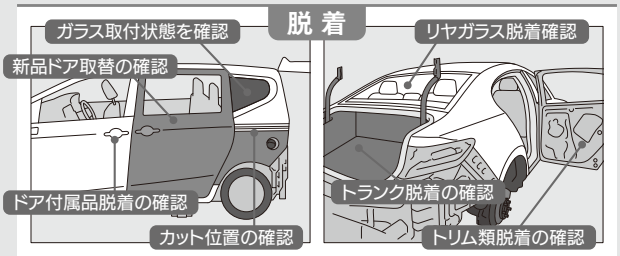
- 故障診断機使用時は警告灯と診断画像を撮影してください。



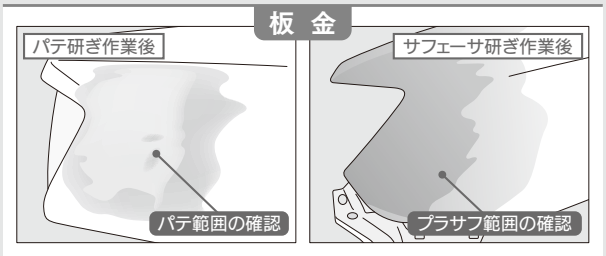
- 計測機器使用時は検査実施車両と結果を撮影してください。

着工中

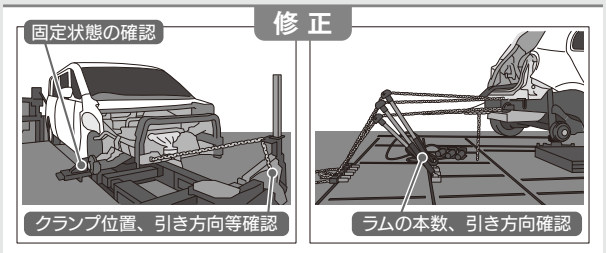
● 作業ごとに着工車両の特定・判断ができる写真、着工箇所と作業内容がわかる写真を撮影してください。



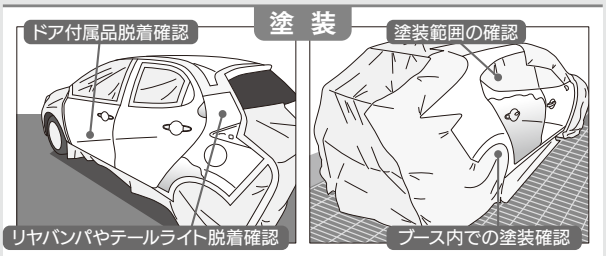
【着工中の全景撮影方法】
- カット位置や付属品の脱着がわかるように撮影してください。



【パテ・サフェーサの研ぎ作業時の撮影方法】
- パテ・サフェーサ研ぎ作業後の状態を撮影してください。



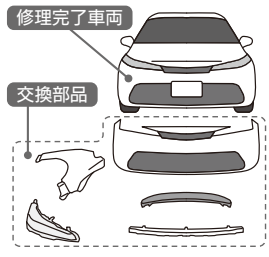
【フレーム修正機使用時の撮影方法】
- マウント状況、引き作業（ラム本数等）がわかるように広範囲を撮影してください。
- 形状修正等の痕跡が確認できる写真も撮影してください。



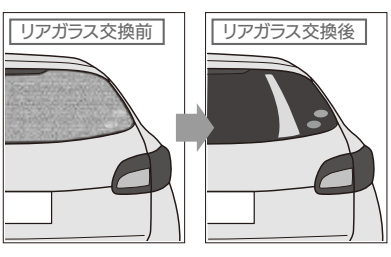
【塗装作業時の撮影方法】
- 塗装前の上塗り用マスキング状態で、塗装範囲や付属品の脱着等がわかるように撮影してください。
- 内板部品を塗装する場合は、塗装前後のマスキング状態を撮影してください。

車体整備に伴い部品交換を行う場合

● 納品伝票・部品伝票・納品された部品を撮影してください。
● 脱着作業中の作業内容がわかる写真も撮影してください。



【部品交換時の撮影方法】
- 修理完了車両と交換部品を同一画角で撮影または新旧部品を同一画角で撮影してください。



【ガラス部品交換時の撮影方法】
- ステッカー等の貼り付けがあるガラス交換時には、ステッカーが貼ってある損傷ガラスとステッカーを貼った後の新品部品をそれぞれ撮影してください。
- 他のガラス部品交換時は、損傷ガラスと新品ガラスを並べて撮影してください。

完了後

● 着工前同様に全景撮影と修理箇所がわかるように撮影してください。（表面の着工前参照）

19,お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

NEWS RELEASE

SONPO

一般社団法人 日本損害保険協会
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
https://www.sonpo.or.jp/

お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

2024年9月19日

「修理工場向け写真撮影手引」を作成

～ 損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを掲載 ～

一般社団法人 日本損害保険協会(会長：城田　宏明)では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組みの一環として、「修理工場向け写真撮影手引」を作成しました。

１．概要

車体整備事業者（修理工場）から会員会社に対して必要な情報提供が行われるよう、「修理工場向け写真撮影手引」を作成しました。損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みとして、工程ごとに写真撮影のポイントを記載しています。

■修理工場向け写真撮影手引
https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919_chirashi_2.pdf

２．今後の対応

会員会社は同手引を用いて車体整備事業者との連携を図ることをもって、自動車ユーザーである消費者に対する透明性ある情報提供、適切な保険金支払いに努めていきます。

【ご参考】

旧ビッグモーター社による一連の事案の発生を受け、国土交通省が策定した「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」（以下、「ガイドライン」）（※）では、「自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる」ことが指摘されており、車体整備事業者においては、従来以上に自動車修理にかかる透明性を確保することが求められています。

当業界においても、適切な保険金支払のため、会員会社は、自動車ユーザーである消費者に対して損害保険金の認定内容に関する適切な説明を行うことが求められており、この説明にあたっては車体整備事業者から必要な情報の提供を受けられるよう、連携を図っていく必要があります。

（※）2024年3月付「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」（国土交通省）：
https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001734259.pdf

これまでのお客さま・社会からの信頼回復に向けた取組みについては、こちらをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html

振興会・商工組合関係

1,振興会・商工組合ホームページのお知らせ

振興会・商工組合 HP のお知らせ

一般社団法人宮城県自動車整備振興会ホームページ

https://oasis-miyagi.or.jp/



会員ログイン
ユーザー名、パスワード
認証番号 4 桁

一般ユーザーへの
お知らせ

■会員ページ



各種届出用紙等のダウンロードが出来ます

2,令和７年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

令和８年１月 30 日

令和７年度　自動車特定整備業実態調査結果の概要について

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
調査企画部　調査企画課

この度、令和７年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

１．目的

本調査は、自動車整備業の現状および経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施しています。

２．調査時点

令和７年６月 30 日現在。整備売上高については、令和６年７月１日から令和７年６月 30 日までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和６年度」実績となります。

３．調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者(令和７年６月 30 日時点 92,251 事業場)の中から、２割を対象として調査を行いました。(有効回答率 40%)

令和７年度調査における総整備売上高は６兆 6,592 億円となり、前年度より 4,031 億円(6.4%)増と４年連続で増加しました。

なお、詳細は、４月に発刊予定の「令和７年度版　自動車整備白書」に掲載します。

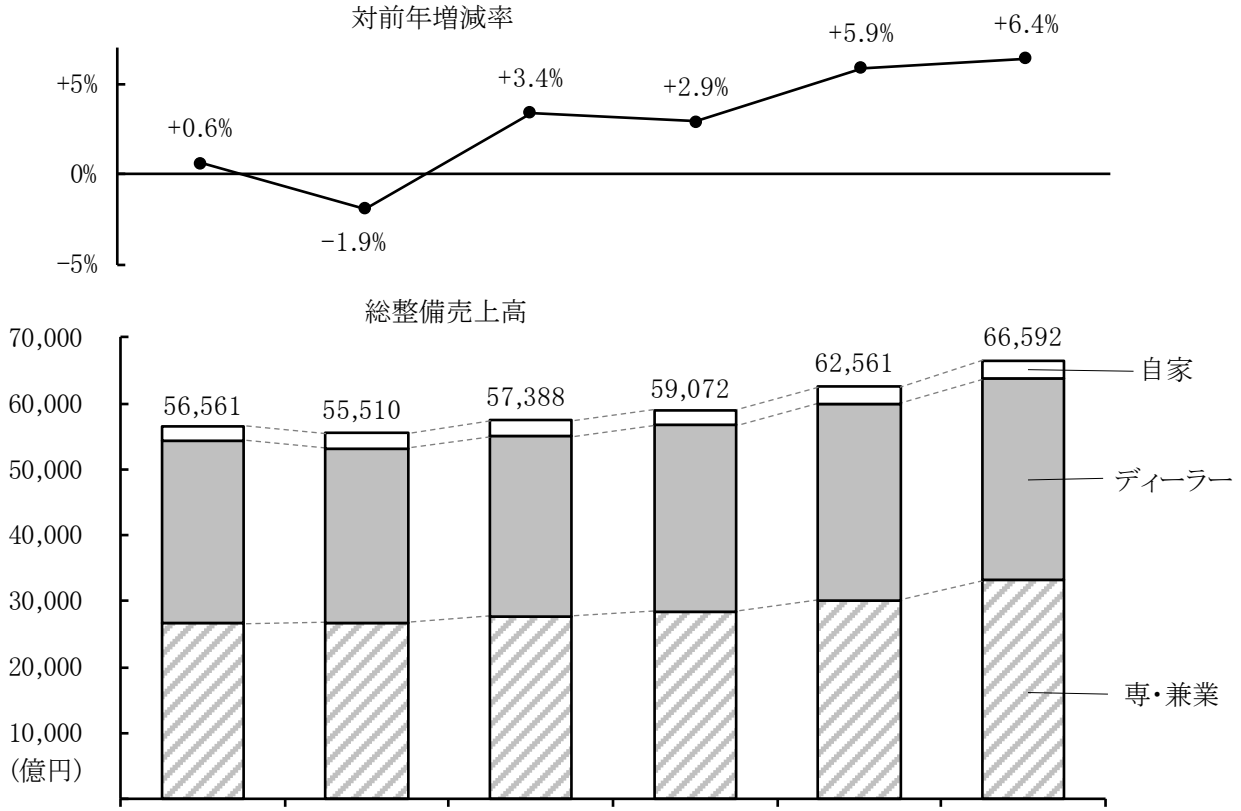
（業態区分）
専　　業：自動車整備業の売上高が総売上高の 50%を超える事業場
兼　　業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の 50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）
ディーラー：自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
自　　家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

（１）総整備売上高

直近６年間の総整備売上高の推移をみると、令和３年度は減少しましたが、その後は４年連続で増加しています。７年度は、令和に入ってから最大の伸び率となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が 3,035 億円(10.1%)の大幅増、ディーラーが 750 億円(2.5%)増、自家が 246 億円(9.4%)増と、いずれも増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が 1,637 億円(6.4%)増、「定期点検整備」が 360 億円(7.9%)増、「事故整備」が 1,055 億円(9.4%)の大幅増、「その他整備」が 979 億円(4.6%)増と、いずれも増加しました。



業態＼調査年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	R7−R6
専・兼業	26,650	26,757	27,677	28,432	30,199	33,234	+3,035
	+1.4%	+0.4%	+3.4%	+2.7%	+6.2%	+10.1%	
専 業	19,854	20,144	21,146	21,531	22,483	25,488	+3,005
	+2.1%	+1.5%	+5.0%	+1.8%	+4.4%	+13.4%	
兼 業	6,796	6,613	6,531	6,901	7,716	7,746	+30
	−0.5%	−2.7%	−1.2%	+5.7%	+11.8%	+0.4%	
ディーラー	27,749	26,419	27,340	28,228	29,743	30,493	+750
	+0.3%	−4.8%	+3.5%	+3.2%	+5.4%	+2.5%	
自 家	2,162	2,334	2,371	2,412	2,619	2,865	+246
	−4.8%	+8.0%	+1.6%	+1.7%	+8.6%	+9.4%	
合 計	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	66,592	+4,031
	+0.6%	−1.9%	+3.4%	+2.9%	+5.9%	+6.4%	

(注)表の上段は売上高(億円)、下段は対前年増減率である。

（作業内容別整備売上高・業態別）

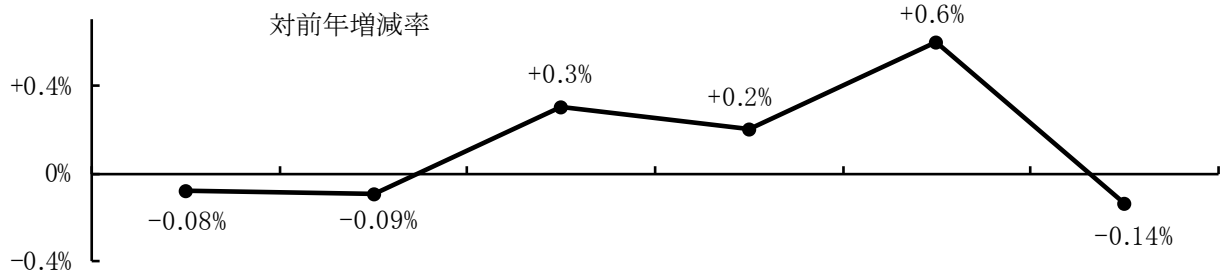
業態＼作業内容		車検整備			定期点検整備				事故整備	その他整備	合計
		2年	1年	小計	1年	6か月	3か月	小計			
専･兼業	売上高	10,011	4,981	14,992	724	192	505	1,421	6,188	10,633	33,234
	増減額	+257	+357	+614	+43	+26	+91	+160	+1,070	+1,191	+3,035
	増減率	+2.6%	+7.7%	+4.3%	+6.3%	+15.7%	+22.0%	+12.7%	+20.9%	+12.6%	+10.1%
専業	売上高	7,137	4,307	11,444	484	153	459	1,096	4,817	8,131	25,488
	増減額	+415	+485	+900	+34	+41	+99	+174	+725	+1,206	+3,005
	増減率	+6.2%	+12.7%	+8.5%	+7.6%	+36.6%	+27.5%	+18.9%	+17.7%	+17.4%	+13.4%
兼業	売上高	2,874	674	3,548	240	39	46	325	1,371	2,502	7,746
	増減額	−158	−128	−286	+9	−15	−8	−14	+345	−15	+30
	増減率	−5.2%	−16.0%	−7.5%	+3.9%	−27.8%	−14.8%	−4.1%	+33.6%	−0.6%	+0.4%
ディーラー	売上高	8,782	2,074	10,856	2,592	457	274	3,323	5,519	10,795	30,493
	増減額	+722	+230	+952	+213	+11	−23	+201	−73	−330	+750
	増減率	+9.0%	+12.5%	+9.6%	+9.0%	+2.5%	−7.7%	+6.4%	−1.3%	−3.0%	+2.5%
自家	売上高	852	337	1,189	147	17	20	184	546	946	2,865
合計	売上高	19,645	7,392	27,037	3,463	666	799	4,928	12,253	22,374	66,592
	増減額	+1,064	+573	+1,637	+272	+40	+48	+360	+1,055	+979	+4,031
	増減率	+5.7%	+8.4%	+6.4%	+8.5%	+6.4%	+6.4%	+7.9%	+9.4%	+4.6%	+6.4%

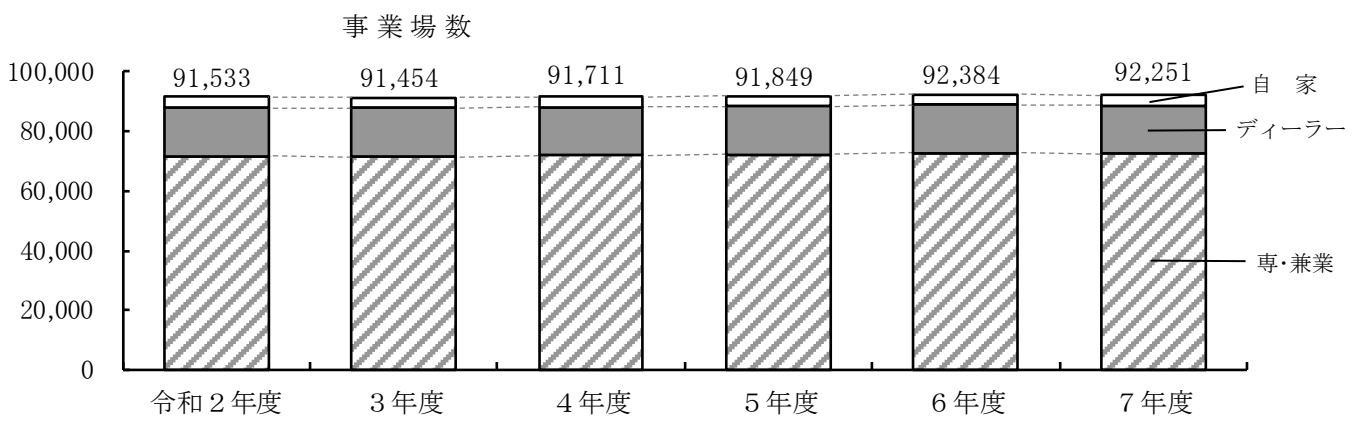
（単位：億円）

（２）事業場数

調査時点における事業場数は 92,251 事業場、前年度より 133 事業場(0.14%)減となり、４年ぶりに減少しました。

指定工場数は 29,810 事業場、前年度より 122 事業場(0.4%)減となり、３年連続で減少しました。





（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は 565,680 人で、前年度より 2,811 人(0.5%)増加しました。平成 30 年度から８年連続で増加しています。

（４）整備要員数および整備士数

整備要員数は 402,367 人、前年度より 342 人(0.09%)増と、微増ながら４年連続で増加しました。

整備士数は 333,475 人、前年度より 428 人(0.13%)増と、微増ながら２年連続で増加しました。整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 0.1 ポイント上昇して 82.9%になりました。整備士保有率は、平成 20 年度の 87.2%をピークに漸減傾向にあります。

（参考）内数として、女性の整備要員数は 19,368 人、女性の整備士数は 10,553 人、全整備要員数に占める女性の割合は 4.8%、全整備士数に占める女性の割合は 3.2%となっています。

（５）整備要員１人あたり年間整備売上高

整備要員１人あたり年間整備売上高（自家を除く）は 16,595 千円で、前年度より 6.2%増加しています。

業態別では専・兼業が 10.2%増えて 12,537 千円、ディーラーは 1.8%増えて 25,641 千円となりました。

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢（自家を除く）は 47.7 歳で、前年度より 0.3 歳上昇しました。

（７）整備要員平均年収

整備要員平均年収（自家を除く）は 4,428.9 千円、前年度より 171.0 千円（4.0%）増加しています。

業態別では専・兼業が 129.3 千円（3.3%）増えて 4,015.2 千円となり、はじめて 400 万円を超えました。ディーラーは 256.9 千円（5.0%）増えて 5,351.2 千円となりました。

別紙

自動車整備業の概要

項目 ＼ 調査年度			令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	対前年増減率
1. 総整備売上高 （億円）			56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	66,592	+ 6.4 %
	専・兼業		26,650	26,757	27,677	28,432	30,199	33,234	+ 10.1 %
		（比率、%）	(47.1)	(48.2)	(48.2)	(48.1)	(48.3)	(49.9)	
	専業		19,854	20,144	21,146	21,531	22,483	25,488	+ 13.4 %
		（比率、%）	(35.1)	(36.3)	(36.8)	(36.4)	(35.9)	(38.3)	
	兼業		6,796	6,613	6,531	6,901	7,716	7,746	+ 0.4 %
		（比率、%）	(12.0)	(11.9)	(11.4)	(11.7)	(12.3)	(11.6)	
	ディーラー		27,749	26,419	27,340	28,228	29,743	30,493	+ 2.5 %
		（比率、%）	(49.1)	(47.6)	(47.6)	(47.8)	(47.5)	(45.8)	
	自家		2,162	2,334	2,371	2,412	2,619	2,865	+ 9.4 %
		（比率、%）	(3.8)	(4.2)	(4.1)	(4.1)	(4.2)	(4.3)	
2. 企業数			72,523	72,214	72,370	72,176	72,481	72,317	− 0.2 %
3. 事業場（認証工場）数			91,533	91,454	91,711	91,849	92,384	92,251	− 0.14 %
	専・兼業		71,654	71,585	71,939	72,174	72,732	72,601	− 0.2 %
	専業		56,156	56,075	56,483	56,620	56,809	56,834	+ 0.04 %
	兼業		15,498	15,510	15,456	15,554	15,923	15,767	− 1.0 %
	ディーラー		16,315	16,305	16,269	16,173	16,165	16,176	+ 0.07 %
	自家		3,564	3,564	3,503	3,502	3,487	3,474	− 0.4 %
4. 指定工場数 ※認証工場数の内数			30,085	30,083	30,104	30,090	29,932	29,810	− 0.4 %
5. 整備関係従業員数 （人）			539,086	544,670	547,332	554,307	562,869	565,680	+ 0.5 %
6. 整備要員（工員）数 （人）			399,218	398,952	399,619	399,770	402,025	402,367	+ 0.1 %
	うち整備士数 （人）		339,593	334,319	331,681	331,255	333,047	333,475	+ 0.1 %
	整備士保有率 （%）		85.1	83.8	83.0	82.9	82.8	82.9	+ 0.1 ポイント
7. 1事業場あたり整備要員数（人）			4.36	4.36	4.36	4.35	4.35	4.36	+ 0.01 人
8. 保有車両数 （3月末、千台）			81,850	82,078	82,175	82,451	82,569	82,700	+ 0.2 %
9. 技術料(工賃)の対前年増減率(%)			+2.0	+2.0	+2.5	+4.0	+5.1	+5.8	+ 0.7 ポイント
10. 整備要員1人あたり年間整備売上高（千円）	専・兼業		10,115	10,190	10,514	10,779	11,374	12,537	+ 10.2 %
		専業	9,817	10,007	10,428	10,634	11,091	12,568	+ 13.3 %
		兼業	11,097	10,790	10,801	11,257	12,284	12,433	+ 1.2 %
	ディーラー		23,646	22,440	23,180	24,003	25,188	25,641	+ 1.8 %
	平均(自家を除く)		14,284	13,981	14,433	14,857	15,627	16,595	+ 6.2 %
11. 整備要員平均年齢（歳）	専・兼業		50.2	50.8	51.2	51.7	51.9	52.1	+ 0.2 歳
		専業	51.2	51.8	52.1	52.7	52.8	53.0	+ 0.2 歳
		兼業	47.0	47.7	48.0	48.5	48.8	49.0	+ 0.2 歳
	ディーラー		35.7	36.4	36.8	37.0	37.3	37.9	+ 0.6 歳
	平均(自家を除く)		45.7	46.4	46.7	47.2	47.4	47.7	+ 0.3 歳
12. 整備要員平均年収（千円）（給与、各種手当および賞与）	専・兼業		3,652.6	3,674.2	3,702.5	3,848.8	3,885.9	4,015.2	+ 3.3 %
		専業	3,603.8	3,623.8	3,646.1	3,783.2	3,815.0	3,957.2	+ 3.7 %
		兼業	3,813.9	3,839.9	3,891.7	4,065.3	4,114.9	4,203.8	+ 2.2 %
	ディーラー		4,659.8	4,684.6	4,805.4	4,899.6	5,094.3	5,351.2	+ 5.0 %
	平均(自家を除く)		3,963.0	3,987.0	4,043.8	4,172.8	4,257.9	4,428.9	+ 4.0 %

(注)各項目の数値は各年6月末現在。ただし、売上高は各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
事業場数と指定工場数は国交省、保有車両数は自検協の集計により、その他は、各自動車整備振興会の会員事業場に対する2割の抽出調査から全体を推計している。なお、四捨五入による丸め誤差のため、構成比率の合計は必ずしも100%にならない。

3,ETCセットアップ店　新規募集のご案内

ETCセットアップ店　新規募集のご案内

ETCセットアップ店になると、車載器の販売から取り付け、
セットアップまでを全て自社で実施できるようになります！

■セットアップ店のメリット

- **セットアップ手数料収入**
- **車載器の販売収入**
- **車載器の取付作業料収入**
- **車載器の取付作業料収入**

■セットアップ店の要件

- セットアップ業務を自ら行うこと
- 車載器の販売または取付を行なうこと
- 必要なWi-Fi環境を準備できること
- 経営内容が健全で、法人企業であること

■ 諸 費 用		金額（税別）	内　訳
初回のみ	保証金	25,000円	保証金　10,000円（非課税） ＊セットアップ店廃止時に返金します
	開業時セット		開業時セット　5,000円
	初期設定費用		初期設定費用　10,000円
毎 年	貸与機器使用料	30,400円	貸与機器使用料　30,400円 （４年目からは　19,300円）
毎 月	識別情報発行基本料金	300円（ETC） 600円（ETC2.0）	セットアップ実績のある月に、いずれか一方の金額をご請求いたします

＊上記諸費用は、2025年から稼働する次期セットアップシステムの料金となります

■ 識別処理情報発行料		金額（税別）
セットアップ１件	ETC 識別処理情報発行料	550円
	ETC2.0 識別処理情報発行料	1,020円



ETCセットアップ店の申請をご希望の事業場様はFAXでご連絡ください

FAX 022-236-3347

認証番号	3－	ＴＥＬ	－　　－
事業場名		ご担当	

宮城県自動車整備商工組合　TEL 022-236-3325

4,代車レンタカー

代車を「わ」ナンバーに!!

代車レンタカーシステムのご提案

自社代車をレンタカー化できます!

システム利用料

軽自動車 30,000円～/月

普通車 36,000円～/月

※車種により価格は異なります
※3年契約の一例
※金額は消費税等込

代車をレンタカーにする4つのメリット!!

1 初期費用が安い!

自社でレンタカー事業を開始する場合に比べ**新規事業資金負担が低く**抑えられます。

(登録免許税:9万円、レンタカー協会費等、定款変更費用(行政書士費用等))

2 保険割引率低下の心配なし!

本システムでは貴社の任意保険を使用しない為、貴社の**任意保険優良割引率**に一切**影響ありません。**

3 収益のチャンスが増える!

整備代車がレンタカーとして**収益を生む商品**になります!
レンタカーの売上は全額が**貴社の収益**となります。

4 契約満了後は再販可能!

自社代車でもそのままレンタカーに変更可能。レンタカーシステム利用契約満了後は買取して**中古車としての再販も可能**です。

年間収支が約1,600,000円プラスになった例も!!

詳しくは裏面をご確認ください

お問合せ先

・各自動車整備商工(協同)組合との共同事業です。

代車レンタカーシステム利用例

1年 利用した場合の運用事例（24カ月契約）

車 名	貸渡回数	売上	システム利用料	収 支
普通車	13 回	1,221,800	538,560	683,240
軽自動車	16 回	1,278,000	328,680	949,320
合計	29 回	2,499,800	867,240	1,632,560

年間収支が 約160万円 プラスに!!

現状の代車	→	代車レンタカーシステム
● 代車料の料金表示や請求が法律上出来ない。 → 事故代車提供条件と手配は損保判断による。		● **代車料の料金表示や請求が可能。** →法令遵守
● 有償で貸し出しできない。		● **レンタカーとして一般貸し出し可能。**
● 代車経費が不明確で把握が難しい。		★ **運営サポートがある。** ・貸渡運用実績データのご提供（半期、年度）等
● 事故発生による任意保険割引率低下リスク有。		★ **優良保険割引率が適用。**

安心サポート

～ 代車レンタカー営業所開設までのSTEP ～

お申込みカンタンSTEP

① 
表面の電話番号までお電話ください

② 
担当営業が詳しくご説明いたします

③ 
登録完了後はすぐに営業開始可能です

導入手段別評価		リスク			運営面		
		事業者責任	保険割引率	コンプライアンス	運営サポート	導入費用	貸渡売上
	当社システム	○	○	○	○	○	○
	フランチャイズ	△	○	△	△	×	△
	自社	△	×	△	×	△	○



お気軽に表面のお問合せ先までご連絡ください。

日整連

加入資格 各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

自動車整備業賠償共済保険

(整備受託車の補償)

基本契約

※受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険がセットされています。

受託自動車保険

整備・修理・点検等のため、お客様から受託した自動車で発生した対人・対物事故と自損事故を補償

車検で預かった車を納車に行く途中で、通行人をはねてしまい、死傷させた。



PL保険(生産物賠償責任保険)

受託車をお客様に納車後、整備など仕事の結果を原因とする対人・対物事故と完納車自体の車両事故を補償

ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させた。



施設賠償責任保険

事業場の各種施設の欠陥や管理不備、業務遂行に起因する対人・対物事故を補償

工場の看板が外れて、通行人に直撃して、ケガをさせた。



オプション契約

車両賠償保険(自動車管理者賠償責任保険)

整備・修理・点検等のため受託中の自動車自体の車両事故(接触・盗難・車両火災等)を補償

※運搬(レッカー)受託車賠償責任特約・窓ガラス修理費用補償特約が付帯されています。

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。



納車中に発生した飛び石などの落下・飛来物により受託車のフロントガラスが損壊した。



火災保険水災保険特約

受託車の保管中に生じた洪水などの水災、ひょう災、風災(竜巻を含む)、雪災や建物火災の類焼による車両事故を補償

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



(販売用中古車の補償)

&Ucar®契約

&Ucar自動車保険

販売の目的をもって輸送または管理する販売用中古車で発生した対人・対物事故と自損事故を補償



お客様が購入の目的で販売車を短時間試乗中に歩行者をはねてケガをさせた。

&Ucar車両特約

販売用中古車を保管中または管理中に接触・衝突・車両火災・盗難および洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災などで生じた車両事故を補償

台風で洪水となり展示していた販売用中古車が損壊した。



補償内容は、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。
詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。
補償概要は、右の二次元コードから動画でご確認いただけます。

貴社のご意向を下記へFAXでお知らせください。(○印を付してください。)

FAX 03(3239)1978

自動車整備業賠償共済保険

- □ 一度説明を聞きたい
- □ パンフレットを送ってほしい
- □ 加入したい

事業者名	認証番号
住　所	
電話番号	ご担当者名

全共済・振興会・商工組合・協同組合は個人情報に関する法律等を遵守し、お客様の個人情報を適正に取り扱います。また、お客様の個人情報は全共済・振興会・商工組合・協同組合が取り扱う引受損害保険会社の商品・サービスのご案内等に利用させていただく場合があります。

お問い合わせ先

一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済) TEL 03(3264)1511

25-1154

6.「てんけん安心見舞金」制度のご案内

フロントガラス損壊見舞金つき
「てんけん安心見舞金」制度



販促品にオススメ

多くのお客様に喜んでいただいております。

「フロントガラス損壊見舞金」

支払事由	見舞金額	対象者および対象自動車
フロントガラス損壊見舞金	15,000円	プレゼント証が発行されたお客様の自動車
死亡・重度後遺障害	100,000円	運転者および同乗者
入　院	10日～30日まで 50,000円	
	31日～60日まで 70,000円	
	61日以上 100,000円	
通　院	14日以上 30,000円	

フロントガラス損壊見舞金とは

飛び石やひょうなどの落下物、飛来物により**フロントガラスが損壊※し交換する場合、**見舞金をお支払します。

※他の自動車や壁等に接触、衝突により損壊した場合を除きます。
※地震もしくは噴火またはこれによる津波の場合を除きます。



販売価格 1冊 20台分 3,000円（1台あたり150円）



点検・整備等で入庫して頂いたお客様に**「てんけん安心見舞金プレゼント証」**を発行することにより、今後も良好な関係を築き、顧客の拡大・確保・固定化を図ることを目的とした制度です。

詳しくは、こちらをご覧ください。

お問合せは所属の自動車整備商工組合・協同組合・振興会まで

【運営団体】　一般財団法人 全国中小企業共済財団（全共済）　〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12　TEL:03（3264）1511

不　許
複　製

令和８年度
整備主任者法令研修資料

定価 1,620円（税込）

発行所　一般社団法人 宮城県自動車整備振興会
〒983-0034　仙台市宮城野区扇町四丁目１番32号
電 話（022）236-3322(代)
FAX（022）236-3324

印刷所　本田印刷株式会社
〒984-0042　仙台市若林区大和町四丁目18-15
大和ビルⅡ
電 話（022）288-5231


welcome to
oasis